

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1)コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社は、当グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的に、コーポレートガバナンスに関する指針として「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、当社WEBサイトに掲載しております。

https://www.smtg.jp/-/MEDIA/TG/ABOUT_US/MANAGEMENT/GOVERNANCE/POLICY.PDF

当社は、信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立するために、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

- ・当社は、株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。
- ・当社は、社会的責任や公共的使命の重要性を認識し、株主、お客さま、社員、事業パートナー及び地域社会をはじめとしたさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努め、高い自己規律に基づき健全に業務を運営する企業文化・風土を醸成してまいります。
- ・当社は、ステークホルダーとの建設的な対話を行う基盤を構築するために、ディスクロージャーポリシーを別途定め、非財務情報を含む会社情報の適切な開示と、企業経営の透明性の確保に努めてまいります。
- ・当社は、当グループの経営管理機能を担う金融持株会社として、指名委員会等設置会社の機関設計を採用し、執行と監督の分離による取締役会の監督機能の実効性確保に努めてまいります。
- ・当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、ステークホルダーとの間で建設的な対話を行います。

当社は、当グループの存在意義(パーパス)を定義し、少子高齢化、気候変動、デジタル化などの重要課題(マテリアリティ)を特定の上、社会課題の解決を使命とすると共に、自らの成長機会と認識し、「社会的価値創出と経済的価値創出の両立」を経営の根幹に据えます。

取締役会は、当グループのすべての役員・社員が共有すべき、あらゆる活動の拠り所として、経営理念(ミッション)、目指す姿(ビジョン)、及び行動規範(バリュー)を定めます。

(2)グループにおける当社の役割と機能

当グループにおいて、当社は、グループ全体の経営方針やビジネスモデルを決定し、グループ各社に浸透を図るとともに、当該方針等に基づき策定された各社の経営計画の実現等を可能とするグループ経営管理の役割を発揮すべく、次の機能を担っています。

グループ経営戦略企画機能

三井住友信託銀行及びその他当社が直接出資する子会社・関連会社(以下総称し、「直接出資会社」といいます。)の事業戦略の調整を図り、グループ全体の収益及び株主価値の最大化を図る経営戦略を策定します。

業務運営管理機能

業務運営は直接出資会社が担う一方、当社は直接出資会社の業務運営状況をグループ戦略との整合性等の観点から管理するとともに、各業務の業績把握等を行います。

経営資源配分機能

グループの経営資源(人員・経費・システム投資・資本等)の配分を行うとともに、直接出資会社における経営資源の使用状況を管理します。

リスク管理統括機能

グループ全体のリスク管理の基本方針を策定するとともに、直接出資会社のリスク管理状況のモニタリング等を行います。

コンプライアンス統括機能

グループの企業倫理としての基本方針並びに役員及び社員の行動指針としての遵守基準を策定するとともに、直接出資会社におけるコンプライアンス遵守状況のモニタリング等を行います。

内部監査統括機能

グループ全体の内部監査の基本方針を策定するとともに、直接出資会社の内部監査態勢の整備状況等を把握し、直接出資会社に対して必要な指示等を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コード(2021年6月11日改訂)の各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】

< 株式等の政策保有に関する方針 >

・当グループは、「企業価値の向上による果実を家計にもたらず資金・資産・資本の好循環の構築」を目指す姿の一つとして掲げております。

・その実現に向け、当グループは、投資家としての立場と企業価値向上のソリューション提供を行う立場の双方に立つ信託グループとしての特性に一段と磨きをかけ、気候変動や脱炭素といった社会課題解決に向けた挑戦・取組を自らが投資者となって後押しするインパクトエクイティ投資等や、新たな市場や機会の創出を目的とした投資等の株式を保有することがあります。

・一方、従来型の「政策保有株式」(資本・業務提携等を目的とせず、安定株主として保有する取引先の株式等)は原則すべて保有しない方針としております。

・当該方針のもと、取引先を取り巻く環境やステークホルダーの動向を踏まえ、取引先各社の持続的な企業価値向上と課題解決に向けた対話を

行い、そうした対話を通じて政策保有株式の削減を加速させてまいります。

・新計画期間として2025年度から2028年度の4年間で、取得原価2,600億円の削減を目標に設定しております。

・また、政策保有株式を削減するまでの期間においては、取締役会において政策保有株式の保有に伴う便益・リスクと資本コストとの関係の精査・検証を行います。

< 政策保有株式の削減実績について >

・2024年度は821億円(取得原価)の削減を行い、75社で政策保有株式の残高がゼロになりました。

・2023年度から2025年度の3年間で取得原価1,500億円の削減を目標に設定していましたが、2023年度と2024年度の累計で1,614億円を削減し、2年間で目標を達成しました。

< 保有状況の検証 >

・取締役会において、下記採算性指標により、政策保有株式の保有に伴う便益・リスクと資本コストとの関係を精査・検証しております。

採算性指標

(信用コスト・経費等 控除後利益) ÷ (株式等リスクアセット + 与信リスクアセット)

・採算性指標に基づき政策保有株式の保有に伴う全体及び個社の便益・リスクと資本コストとの関係の精査・検証を継続しつつ、採算性に関わらず、取引先各社の持続的な企業価値向上及び課題解決に向けた対話を行い、その中で削減に向けた協議を進めております。そうした協議の状況を踏まえ、政策保有株式の削減が財務目標・顧客基盤等へ与える影響の見通しを精査のうえ、政策保有株式の削減目標・活動の妥当性を検証し、取締役会で定期的に確認しております。

< 政策保有株式に係る議決権行使基準 >

・当社及び当社の中核子会社たる三井住友信託銀行は、政策保有株式の発行会社(以下、「発行会社」といいます。)の中長期的な企業価値の向上を目指し、当グループの株主や預金者等様々なステークホルダーの中長期的な価値向上も考慮して、保有する株式の議決権を行使します。また、発行会社との十分な対話を通じて、それぞれの発行会社が置かれている事業環境等の状況を考慮し、経営の独自性や方向性も尊重しつつ、議決権を行使します。

・議決権行使にあたっては、別途定める議決権行使基準に基づき、次の観点にも留意して議案毎に賛否を判断します。

外形的・形式的基準のみならず、発行会社、及び発行会社が置かれている業界・経営環境等の固有性に留意して判断します。

当該年度のみならず、より中長期的な時間軸、未来志向で判断します。

財務的な数値に加え、非財務要素(コーポレートガバナンスや社会的価値の創出状況等)も考慮して判断します。

・政策保有株式に係る議決権の行使にあたり、利益相反のおそれがある場合には、当社が別途定める利益相反管理方針に従い、適切な対応を実施します。

・なお、議決権行使基準は当社WEBサイトに開示しております。

(政策保有株式(国内上場)の議決権行使基準)

https://www.smtg.jp/-/media/tg/about_us/management/governance/voting_guideline.pdf

【補充原則1 - 4 - 1】

< 政策保有株主から自社株式の売却等の意向が示された場合の対応方針 >

政策保有株主から株式の売却等の意向が示された場合において、取引の縮減の示唆等により売却等を妨げることはいたしません。

【原則1 - 7】

< 関係当事者間取引の管理体制 >

当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」第20条(関係当事者間取引の管理体制)において、当グループ各社がその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当グループ及び株主共同の利益等を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものと規定しております。また、法令等に従い利益相反管理方針を別途定め、その概要を公表するとともに、お客さまの利益を不当に害することがないよう、当該方針に則り利益相反のおそれのある取引を適切に管理しております。

【補充原則2 - 2 - 1】

< 会社の行動準則の実践状況レビュー >

年に一度実施している従業員の満足感、負担感、会社の将来性、仕事・上司・職場・会社への現状に対する認識など当グループ社員の意識調査とコンプライアンス調査の結果を取り纏め、取締役会に報告のうえ、行動準則の遵守状況や当社の企業風土などを共有しております。

【原則2 - 3】【補充原則2 - 3 - 1】

< 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題 >

当グループは、社会的価値創出と経済的価値創出の両立のあり方を踏まえ、経済、社会の情勢変化、ステークホルダーからの要請、並びに社外役員及び社外有識者の意見を考慮に入れて、中長期的な価値創造プロセスに影響を与える重要課題(マテリアリティ)の特定を行い、取締役会において定めております。2015年度に初めてマテリアリティを特定し、2022年度には新たな中期経営計画策定に向けて、当グループ固有の強み・課題への適合性を高める見直しを実施しました。その後も毎年定期レビューを実施しております。

サステナビリティへの対応にかかる体制面では、2023年4月に執行側における会議体再編の一環として、サステナビリティ委員会を設置しました。経営会議からの諮問事項について、同委員会の審議を経て、経営会議に付議する体制としております。

サステナビリティを巡る個別の課題では、気候変動については、サステナビリティ推進部が当グループの気候変動対応統括部署として、各事業・関係会社と連携し、各種取り組みを行っております。2021年のカーボンニュートラル宣言以降各種施策の推進と、気候変動に関連するリスクマネジメントや情報開示の強化に取り組み、定期的に、サステナビリティ委員会、経営会議、及び取締役会やその諮問機関であるリスク委員会にて審議を行っております。

また、金融機関として社会(人権)課題への取り組みの重要性が高まる中で、2023年2月に人権方針を改定しました。2023年度から当グループにおける人権デューデリジェンス体制として、環境・社会リスクに関する枠組みを整備し、三井住友信託銀行の国内取引先、調達先、外部委託先に対するアセスメントを実施しております。

こうした対応を通じて、社会・環境課題への対応を実務レベルで強化するとともに、社会との共通価値創造のための経営課題と位置づけ、取締役会レベルで重要度の高いテーマについて多面的な議論を行い、当グループの長期的な企業価値向上に向けて取り組んでいく方針です。

【補充原則2 - 4 - 1】

< 中核人材の登用等における多様性の確保 >

1.多様性の確保についての考え方、人材育成方針、社内環境整備方針

当グループでは、「個々人の多様性と創造性を経営に活かす」というダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンの概念そのものを、ミッション(経営理念)として有しております。

また、2018年4月には「三井住友トラストグループ人材育成方針」を制定し、職場の環境整備及び人材力の強化に取り組んでおります。

2016年10月からD&I推進室を設置、2023年4月にこれまでのD&Iを進展させ、「エクイティ(公平・公正)」の概念を加えたダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン(以下、DE&I)推進室へと変更し、DE&Iのさらなる推進に取り組んでおります。また、グループ会社間で情報交換やディスカッション等を継続的に実施するなど、グループ全体でDE&I推進に取り組み、多様な属性・背景がある社員への公平・公正な支援を実施することで創造力・組織力やイノベーションの促進に繋げております。

具体的な取組方針及び取組内容につきましては、当社WEBサイトや統合報告書、及び本報告書の3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組状況のその他をご参照ください。

(人的資本について)

https://www.smtg.jp/ABOUT_US/MANAGEMENT/HUMAN_RESOURCES

(人材育成方針)

https://www.smtg.jp/about_us/management/human_resources#anc-02

(統合報告書)

<https://www.smtg.jp/investors/report/disclosure>

2.多様性の確保の状況

・女性管理者の登用について、当グループでは、2030年までに女性役員比率を30%以上にするという経団連の「2030年30%へのチャレンジ」に賛同しております。2028年3月末までに課長、チーム長以上のラインの管理職につく女性の比率を26%以上とするKPIを設定し、グループにおける女性登用を推進していきます。

・中核子会社である三井住友信託銀行において、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画として、意思決定ラインにおける女性を増やすことを目的に、2028年3月末までに、課長以上のラインのポストにつく女性の比率を26%以上(2025年3月末時点は23.2%)、マネジメント業務を担う女性の比率を34%以上(2025年3月末時点は33.0%)とするKPIを設定しました。

・女性活躍推進に向け、2021年度より、役員自らが、上位職への登用が期待される女性社員の育成に主体的に関与し、約1年間にわたって幅広い知識・視座・人脈等の習得をサポートする「サポーター役員制度」を実施しております。

また、課長級登用が期待される女性社員を対象とした「女性リーダーシップ研修」のほか、各事業においても、自律的なキャリア形成を目的とした研修等、女性の管理職登用をサポートする様々な施策を推進しております。

・キャリア採用については、信託グループとしての強みの源泉である多様性確保に向けて積極的に実施しております。三井住友信託銀行では、異業種からの採用も含め、国籍に関わらず、日本国内で毎年約100人以上のキャリア採用を実施しております。2025年3月末時点のキャリア採用者の比率は約21%、課長以上のラインのポストにつくキャリア採用者の比率も約23%です。

・外国籍社員については、中核子会社である三井住友信託銀行において、国内では合計94名、海外の各拠点では合計約816名の現地スタッフが活躍しております。(2025年3月末時点)。

今後引き続き、「個々人の多様性と創造性が、組織の付加価値として存分に活かされ、働くことに夢と誇りとやりがいを持てる職場を提供する」ことをミッションの一つに掲げ、多様な社員の相互作用で独自の価値を創出していきます。

【原則2-6】

<企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮>

三井住友信託銀行企業年金基金は2016年2月、日本版スチュワードシップ・コードへの対応方針を表明しているため、企業年金のアセットオーナーとしてのスチュワードシップ活動を支援するうえで、グループ内の企業年金業務経験者を運用執行理事として派遣しております。また、2018年10月に企業年金基金のホームページを開設し、受益者(加入者・受給権者)向けに、各運用機関の運用状況に関するモニタリング等の活動報告を行っております。2024年11月には、アセットオーナー・プリンシプル(アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則)に賛同し、受入れを表明しております。

企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反の管理に関して、企業年金としては、厚生労働省のガイドラインに基づき定めている「運用基本方針」により、受益者の利益最大化を図っております。具体的には運用機関の選定・モニタリング(議決権行使等のスチュワードシップ活動含む)を通じて、年金資産価値を向上させます。また、専門家で構成される資産運用委員会、及び受益者代表が半数を占める代議員会にて、運用基本方針に基づく運用がなされているか、利益相反がないかを都度検証する体制となっております。

【原則3-1】【補充原則3-1-3】

<経営理念、中期経営計画> <サステナビリティについての取組み>

・当グループでは、経営理念を定め、当社Webサイトに掲載しております。

https://www.smtg.jp/about_us/philosophy/index.html

・「三井住友トラスト・グループカーボンニュートラル宣言」を公表し、脱炭素社会の実現に向けて貢献してまいります。

<https://www.smtg.jp/-/media/th/news/2021/211020.pdf>

・中期経営計画については、パーパスのもと、「信託の力」で、次の100年を切り開く」をコンセプトに、2023年度から2025年度までの3年間の戦略を策定しました。

<https://www.smtg.jp/-/media/th/news/2023/230512-1.pdf>

・当社の中長期的な経営戦略に加え、コーポレートガバナンス変革に関する取り組み、フィデューシャリー・デューティー高度化の取り組み、サステナビリティの取り組み等を具体的に記載した「統合報告書」を毎年発行し、当社Webサイトに掲載しております。

<https://www.smtg.jp/investors/report/library>

・サステナビリティの取り組みについては、「三井住友トラストグループの社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)」、及びより詳細に網羅的に記載した「サステナビリティレポート」を発行し、当社Webサイトに掲載しております。

(サステナビリティ方針)

https://www.smtg.jp/sustainability/management/csr_policy

(サステナビリティレポート)

<https://www.smtg.jp/sustainability/report>

・サステナビリティのテーマ別レポートについても、当社Webサイトに掲載しております。

特に、気候変動レポートについては、TCFD提言に沿った開示しております。

気候変動問題への取締役会の監督、当グループのカーボンニュートラルに向けた移行計画に基づく取り組み、リスク管理、当グループの気候変動関連の移行リスク・物理的リスクのシナリオ分析の結果や、当グループのGHG排出量削減目標などの指標と目標について開示しております。

<https://www.smtg.jp/sustainability/report>

・人的資本・知的資本については、社会的価値創出と経済的価値創出の両立に向けた財務・非財務の経営基盤(6つの資本)の構成要素と位置づけ、重要課題(マテリアリティ)との関連も踏まえた取組状況について、統合報告書及びサステナビリティレポートで開示しております。

<コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針>

・コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針等については、本報告書の1.(1)コーポレートガバナンスの基本的な考え方に記載しておりますのでご参照ください。

<取締役等の報酬決定の方針・手続き>

役員報酬については、報酬委員会が、その適切性等について検討を行い、決定します。報酬委員会が取締役・執行役等の役員報酬を決定するに際しての方針及び手続きに関する詳細は、本報告書 の1.【取締役・執行役報酬関係】(別紙2)に記載しており、また、報酬委員会の概要につきましては、本報告書 の2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)に記載しておりますので、ご参照ください。

<取締役・執行役候補者の指名・解任方針と手続き及び経営陣幹部の個々の選任理由>

・当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」の第10条(取締役・執行役の指名・解任方針)に定める指名方針に沿って、指名委員会にて幅広い多様な人材の中から取締役・執行役候補者を決定することとしております。

また、同条に定める解任方針に沿って、取締役・執行役の解任を審議することとしております。

なお、取締役及び執行役の個々の選任理由につきましては、本報告書の別紙1をご参照ください。

(社外取締役については本報告書 の1.【社外取締役に関する事項】に記載しておりますのでご参照ください)

【補充原則4 - 1 - 1】

<経営陣に対する委任の範囲の概要>

当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」第3条(取締役会)において、取締役会は、他の範となるコーポレートガバナンスの先進企業として、中長期経営戦略や内部統制に関する方針などの当グループの経営の基本方針の決定や執行状況の監督等を通じ、当グループの全てのステークホルダーからのフィデューシャリーとしての信頼に応えるべく、存在意義(パーパス)の実現に向けて、全てのステークホルダーのwell-being向上への貢献を行うとともに、企業としての持続可能性(サステナビリティ)と成長を確保していくことを目指す旨を定めております。取締役会は、機動的な企業経営の実現と執行役等に対する監督強化を目的として、原則として法令で定められた取締役会の専決事項以外の業務執行の決定を執行役に委任し、執行役等の職務の執行を監督します。

【補充原則4 - 1 - 3】

<最高経営責任者等の後継者の計画について>

当社、三井住友信託銀行及び三井住友トラスト・アセットマネジメントの経営者のサクセッションプランとして、経営者としての資質や役員として求められる人材像を明確化するとともに、経営人材育成のための研修、会議及び人材登用運営を定めた「経営者後継人材育成計画」を指名委員会にて審議の上策定し、運営しております。

【補充原則4 - 2 - 2】

<サステナビリティ方針の策定等について>

当社は、サステナビリティについての取り組みを重要な経営課題の一つとして、取締役会において、三井住友トラストグループの社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)を定め、社会的価値創出と経済的価値創出の両立に重要な影響を与える課題(マテリアリティ)や、運営のフレームワークなどについて、継続して議論を深めております。

<経営資源の配分・事業ポートフォリオへの取締役会の実効的監督>

当社は、中期経営計画(2023-2025年度)の9つの戦略の一つとしてステークホルダー資本戦略(経営基盤の高度化)を掲げ、成長投資、株主還元、人的資本投資等、各ステークホルダーに対する規律ある投資/分配の実施により、事業の横断・融合力を一層高め事業ポートフォリオ強化を推進しております。取締役会においては、今後とも重点的に議論を深めていくとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するべく確り監督してまいります。

【原則4 - 6】

<経営の監督と執行>

当社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行に携わらない非執行取締役比率76%で取締役会を構成し、また社外取締役を取締役会議長に選任しております。取締役会議長の詳細については本報告書 の1.【社外取締役のサポート体制】をご参照ください。

【原則4 - 8】

<少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任するための取組方針>

当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」第9条(取締役会の構成)において、コーポレートガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、取締役会の人数のうち、独立社外取締役の占める割合を原則3分の1以上として運営する旨を定めております。

提出日現在は、取締役会の規模を縮小し、独立社外取締役は13名中8名(独立社外取締役比率61%)で、過半数の構成になっております。

<独立社外取締役の活用>

当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」の第14条(委員会の設置)により、コーポレートガバナンスの実効性を確保するとともに、当グループのビジネスモデルの健全性及び信頼性、並びに経営の透明性をより一層高めていくために、会社法により設置が求められる指名委員会、報酬委員会、及び監査委員会に加え、取締役会の諮問機関として独立社外取締役又は社外有識者が参画するリスク委員会及び利益相反管理委員会を設置することとしており、指名委員会、報酬委員会については2025年6月より独立社外取締役のみを委員とする構成とし、その他の委員会の委員については、社外委員を過半数とするとともに、委員長を社外取締役又は社外有識者としております。詳細については本報告書 の2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)をご参照ください。

【補充原則4 - 8 - 1】

<独立社外取締役の独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有>

当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」の第12条(社外取締役会議)において、独立社外取締役のみで組織される非公式の会議として、独立社外取締役間での情報交換や認識共有を図り、独立社外取締役間の信頼関係の醸成や取締役会の監督機能の強化を目的に、社外取締役会議を原則として毎年1回以上開催し、経営上の課題、取締役会運営、ガバナンス体制のあり方等を議論し、必要に応じて、取締役会議長、執行役社長等に対して適宜提言する旨を定めており、社外取締役同士の忌憚のない活発な議論により、取締役会の客観性や独立性の強化に役立てております。

【原則4 - 9】

<独立社外取締役にかかる独立性判断基準>

当社は独立役員にかかる独立性判断基準を制定し、その詳細については、本報告書 の1.【独立役員関係】に記載するとともに当社Webサイトに掲載しております。

https://www.smtg.jp/-/media/tg/about_us/management/governance/independence.pdf

【補充原則4 - 11 - 1】

<取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方>

当グループはパーパス(存在意義)を「託された未来をひらく」と定め、社会課題の解決を使命とするとともに、自らの成長機会と認識し、「社会的価値創出と経済的価値創出の両立」を経営の根幹に据えております。

2023年5月に公表した中期経営計画においても、パーパスとフィデューシャリー(信託)を原点到に、資金・資産・資本の好循環に向けて「人生100年時代」、「ESG/サステナブル経営」、「地域エコシステム・グローバルインベストメントチェーン(ネットワーク)」、「信託×DX」を含む重要課題(マテリアリティ)を特定し、これらに基づく重点戦略領域を定めることで価値創造に取り組むこととしております。

このため、取締役会における実効性ある監督を可能とする観点から、当社の重要課題(マテリアリティ)に対応するスキルを指名委員会での議論を踏まえて取締役会で特定し、取締役候補者に求めています。

また、監督機関に設置した法定委員会、任意委員会に専門性の高い有識者を配置することで、監督機能の強化を図りつつ、全体として多様性のある、バランスの取れたフォーメーションを構築し、当グループの持続的な企業価値向上に向けて取り組んでいく方針です。

社内・社外取締役の知識・経験等を一覧化したスキル・マトリックスについては、「第14期定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載しておりますので、ご参照ください。社外取締役には、他社での経営経験を有する複数の社外取締役を既に選任しております。

<https://www.smtg.jp/-/media/tg/stock/meeting/250522-1.pdf>

なお、上記の考え方については、「コーポレートガバナンス基本方針」の第9条(取締役会の構成)、及び第10条(取締役・執行役の指名・解任方針)に詳細を定めております。これに沿って、当社は、提出日現在において、女性取締役(社内1名、社外2名)、法律専門家である社外取締役、会計専門家である社外取締役をそれぞれ選任するなど、着実に多様性の実現を図っております。

中核子会社である三井住友信託銀行、三井住友トラスト・アセットマネジメント及び日興アセットマネジメント(現 アモーヴァ・アセットマネジメント)の取締役会においても、企業経営や金融・運用業務、国際性を含む多様な分野に関する幅広い経験・知見などの資質を有した取締役によりバランスの取れた構成とするとともに、女性や外国人の取締役の参画を通じ多様な視点を取り入れることで、取締役会の適切な機能発揮の担保に努めております。

【補充原則4 - 11 - 2】

< 取締役会における、他の上場会社の役員の兼任状況 >

社外取締役における、他の上場会社の役員の兼任状況については、本報告書の1.【社外取締役に関する事項】に記載しております。社外取締役以外の取締役の、他の上場会社の役員の兼任はありません。

【補充原則4 - 11 - 3】

< 取締役会全体の実効性に係る分析・評価の結果の概要 >

当社は、取締役会の実効性評価(以下、「取締役会評価」といいます。)を毎年度実施し、抽出した課題に対する改善策の実施を通じたPDCAサイクルを機能させることで、取締役会の実効性向上に取り組んでおります。

2024年度の取締役会評価では、取締役会及び各委員会がそれぞれの目的を意識して運営されることで審議内容の充実と監督機能強化が図られており、取締役会の一定の実効性が確保されていることを確認した一方、取締役会のありたい姿の実現に向けて、取締役会及び各委員会が改善・向上すべき課題を認識しております。実施結果の概要については、当社Webサイトに掲載しております。

https://www.smtg.jp/-/media/tg/about_us/management/governance/pdf/evaluation.pdf

【補充原則4 - 12】

< 取締役会における審議の活性化 >

取締役会は、経営の基本方針を定め、経営計画の策定を通じてビジネスモデルの選択とリスクテイクの判断等を行うとともに、執行役等の職務執行状況を監督しております。取締役会では、このような役割を果たすため、法令や規程上の要請事項のほか、経営上の重要な課題や、中長期的な視点に立ったテーマを「経営テーマ」として選定し、特に結論を得ることを目的とせず、取締役会において自由に審議しております。

このような取り組みを通じ、経営の根幹を成す重要なテーマに関して、社外取締役の知見や視点を活用しております。

【補充原則4 - 14 - 2】

< 取締役に対するトレーニングの方針 >

当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」第11条(取締役への情報提供)において、取締役に対するトレーニングの方針を、次の通り定めております。

・経営陣は、取締役が、その役割及び機能を果たすために必要とする、経済情勢、業界動向、法令遵守、コーポレートガバナンス、及び財務会計その他の事項に関する情報を収集・提供し、取締役の職務執行を支援する。

・経営陣は、社外取締役が、その役割及び機能を果たすために、当グループの経営戦略、経営計画、各種事業の状況、経営環境及び経営課題等について十分な理解を形成できるよう、それらの情報を、その就任時及び適時に提供する。

また、2016年2月に、「取締役等に関するトレーニング方針」を定め、これまで実施してきた研修・説明会等を体系的に明示するとともに、トレーニングの実施状況については、適宜取りまとめのうえ、取締役会に報告する運営としております。

2024年度の実施状況は、以下の通りです。

1. 社外取締役に対する業務等に関する知識習得の機会提供

・毎年、新任社外取締役の就任状況に応じて、経営管理各部及び主要事業企画部より、業務内容や課題等を説明する業務説明会を実施。
・その他外部の講師等を招いて、専門性の高いテーマや社外取締役の関心が高いテーマを取り上げて業務説明会を実施。具体的なテーマ等は以下の通り。

主なテーマ

コーポレートガバナンスの最新の動向・潮流

危機管理広報

サイバーセキュリティ動向

企業買収における行動指針 等

・取締役会議案内容の事前説明の実施。

・期初開催されるグループ経営戦略会議への出席。

・コンプライアンス研修の実施(社内役員と合同):米国法令研修と役員コンプライアンス研修に出席。

・監査委員・監査等委員ヒアリングとして開催された「役員ヒアリング」「海外拠点長ヒアリング」「グループ関係会社社長ヒアリング」への同席。

・「役員向けオンラインセミナー(指名・報酬委員向けセミナー、新任役員セミナー)」への出席。

・100周年事業の一環として「社会的共通資本と信託」に関する説明及び中間報告会の実施。

・サステナビリティ推進部と合同での支店実地調査の実施。

・海外拠点長との個別ディスカッション会の実施。

2. 社内役員を主対象とした各種研修

・社外取締役と合同で専門性の高いテーマにおける勉強会を実施(主なテーマ等は上記1.をご参照)。

- ・コンプライアンス研修の実施：米国法令研修と役員コンプライアンス研修の実施。
- ・人権・ダイバーシティ研修の実施：テーマは以下の通り。
「障がいのある人への差別の禁止」ほか
- ・倫理・インテグリティ研修の実施
- ・新任常務研修の実施：新任常務を対象に、ガバナンス・経営に通じた外部講師からの講義を踏まえて、必要な知識・スキルを身につけ、最終回には自身が社長となった前提でプレゼンテーションを実施。
- ・新任執行役員向けに、必要な知識の習得や適切な更新等の機会の提供として、コーポレートガバナンス、危機管理、人権など全8テーマ45項目のWeb視聴型トレーニングプログラムを導入。
- ・新任執行役員研修の実施：店部長から、全体最適、未来創造、イノベーション推進ができる経営層(執行役員)に変革すべく、当社役員に求められている期待事項を深く理解し、大きく意識転換を図ることを目的に実施。

【原則5 - 1】

<株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針>

当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」第24条(株主等との建設的な対話に関する方針)において、次の通り定めております。

- ・当社は、株主等との建設的な対話を重視し、経営陣幹部を中心に様々な機会を通じて対話を持つように努めてまいります。
- ・なお、株主等との対話の内容や意見・要望等は、取締役会や経営会議等に定期的に報告し、適切な審議を経て当社の企業価値向上に役立ててまいります。株主との対話にあたっては、IR・SR管掌役員、担当役員が財務企画部と兼務することで連携を深めるとともに、IR・SR担当部署が財務企画部、総務部、経営企画部、業務部広報室等と適切に情報交換を行い、有機的に連携しております。対話促進のための体制整備・取り組みや方策等、詳細については本報告書の2. IRに関する活動状況をご参照ください。
- ・また、当社は、ディスクロージャーポリシーを定めて、当該方針に則った適切な開示を行っております。

ディスクロージャーポリシーの詳細は、ディスクロージャー誌 資料編及び当社Webサイトに掲載しております。

<https://www.smtg.jp/disclosurepolicy>

<株主との対話の実施状況>

株主との対話の実施状況については統合報告書や決算説明会資料に記載しておりますので、そちらをご参照ください。

(統合報告書)

<https://www.smtg.jp/investors/report/disclosure>

(決算説明会資料)

<https://www.smtg.jp/investors/report/fs>

【原則5 - 2】

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】【英文開示有り】【アップデート日付:2025/07/18】

1. 現状の評価

- ・2025年3月末のPBRは0.8倍強と、2024年3月比改善しました。
- ・2024年度を通じた資本市場での投資の活性化、及び銀行セクター全体に対する金利環境の改善による業績向上期待が大きな要因と認識しております。

- ・資本コストについては、CAPM(資本資産価格モデル)やPERを基にした数値は6%~10%程度(2025年3月末時点)となっております。これに対して2024年度のROEは8.3%と前年度比上昇したものの、PBRが1.0倍を下回っていることに鑑み、引き続きROE向上と資本コスト引き下げに向けた取り組みが必要と認識しております。
- ・今後、ROE10%の早期実現に向けた着実な成長を示すとともに、当社のビジネスモデルに対する市場からの高い評価を獲得して資本コストを引き下げ、PBRの向上に繋がります。

2. 2024年度の対応

- ・資本効率性の向上、ROE10%の早期実現に向けて、昨年度から取り組んでいる事業ポートフォリオ運営の強化、及びこれに基づく収益性改善に向けた対応策実行の運営サイクルを実施しました。具体的には、当グループ傘下の各事業(個人事業・法人事業・投資家事業など)から選定した業務領域や企業について、経営資源の創出・再配分に関する具体的なアクションを行いました。
- ・開示面では、国内外の投資家との対話を通じて得た要望・アドバイスを経営会議や取締役会に報告し、わかりやすい情報開示・発信に取り組みしました。また、投資家の要望も踏まえ、取締役会の構成や役員報酬体系を変更しました。機関投資家向けイベントとして、事業統括役員によるIR Dayや、社外取締役パネルディスカッションなども開催しました。
- ・個人投資家の方に当グループを一層評価いただけるよう、年に10回以上の個人投資家向けIR説明会を開催するなどした結果、個人株主構成比率は昨年度の7.6%程度から8.6%程度へ上昇しました。

(ご参考)社外取締役パネルディスカッションでの質疑応答

<https://www.smtg.jp/-/media/tg/investors/presentation/250304-2.pdf>

3. 今後の方針等

- ・企業価値向上の取り組みや市場との対話を通じて、PBR1.0倍以上を早期に達成することを目指します。
- ・そのため、資産運用・資産管理ビジネスの成長や効率的なバランスシート活用を通じた利益成長、将来成長に向けた資本活用(人的資本・IT)、収益性向上の取組状況や成果の開示、安定的かつ充実した株主還元に注力します。
- ・具体的な取り組みは、以下の通りです。

当社ビジネスの成長と資本効率性のさらなる向上に向けて、AUF()を軸とした利益成長、及びバランスシートのコントロールと収益性向上の両立を進めます。

()当社が社会課題解決と市場の創出・拡大に貢献する取り組みの規模を示す残高(指標)

事業ポートフォリオの強化や設備・人材投資等に関して、取締役会と経営会議での議論を継続し、効果的な経営資源配分を行います。

株主・投資家をはじめとする市場との対話を積極的に行い、開示の改善・高度化を行うことで、資本コストの引き下げに努めます。

安定的なビジネス成長を通じた累進的な配当を実施します。

- ・なお、「事業ポートフォリオの強化(ROE10%の早期実現にむけて)」「企業価値向上に向けた取り組み」「資本コストや株価を意識した経営」は当社Webサイトに掲載しております。

【2024年度 通期決算説明会プレゼンテーション資料(P9、14、39)】

<https://www.smtg.jp/-/media/tg/investors/presentation/250521-1.pdf>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	103,221,100	14.78
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	44,546,297	6.37
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	30,237,233	4.33
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	11,289,080	1.61
JP MORGAN CHASE BANK 385642	10,173,459	1.45
JP MORGAN CHASE BANK 385781	10,128,543	1.45
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	9,852,350	1.41
JPモルガン証券株式会社	9,845,952	1.41
野村信託銀行株式会社(投信口)	8,879,600	1.27
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY RECEIPT HOLDERS	8,818,835	1.26

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

- ・大株主の状況については、2026年3月31日現在を記載しております。
- ・割合(%)については、自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てています。
- ・ブラックロック・ジャパン株式会社から、2024年3月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社他10名が2024年3月15日現在で以下のとおり当社普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として2026年3月31日現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。
 - 大量保有者名ブラックロック・ジャパン株式会社(他共同保有者10名)
 - 保有株券等の数 52,075,976株(共同保有者分を含む)
 - 株券等保有割合 7.15%
- ・野村証券株式会社から、2025年3月24日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村アセットマネジメント株式会社他2名が2025年3月14日現在で以下のとおり当社普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として2026年3月31日現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。
 - 大量保有者名野村アセットマネジメント株式会社(他共同保有者2名)
 - 保有株券等の数 44,237,164株
 - 株券等保有割合 6.13%
- ・株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式数のうち1,073,823株については、役員向け株式交付信託及びRS信託の信託財産として、及び178,097株については、社員向けRS信託の信託財産として保有する株式であり、当社の連結財務諸表及び財務諸表においては自己株式として処理しておりますが、発行済株式数からは控除しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム、名古屋 プレミア
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

加藤 宣明				<p>< 重要な兼職の状況 ></p>	<p>グローバルな自動車部品メーカーである株式会社デンソーの元取締役社長として、会社経営全般に豊富な経験を有しているほか、海外子会社における会社経営全般の経験も有しております。</p> <p>また、2021年6月以降当社社外取締役を務め、在任中はかかる経験等に基づく発言・助言をいただいております。今後も、同氏のこれまで培った事業経営、会社経営の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しております。</p> <p>また、同氏は2019年6月まで株式会社デンソーの相談役を務めておりましたが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社の売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に問題はございません。</p>
鹿島 かおる				<p>< 重要な兼職の状況 > 公認会計士 NTT株式会社社外取締役 キリンホールディングス株式会社社外監査役</p>	<p>長年大手監査法人に所属し、公認会計士として事業会社の監査を担当するなど、財務会計に関する豊富な知識と経験を有しているほか、監査法人の常務理事や企業経営者として経営、人事、コーポレートカルチャー、広報及び女性活躍推進を担う等、豊富な知識と経験を有しております。また、2019年6月から2年間三井住友信託銀行株式会社の社外取締役、2021年6月以降当社社外取締役を務め、在任中はかかる経験等に基づく発言・助言をいただくとともに、監査委員会委員長として、業務執行状況全般の監査の実効性並びに経営の健全性及び透明性の更なる向上に尽力いただいていることから、今後も、同氏のこれまで培った知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しております。</p> <p>また、同氏は2019年6月まで、EY新日本有限責任監査法人のシニアパートナーを務めておりましたが、同法人と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同法人の売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に問題はございません。</p>
伊藤 友則				<p>< 重要な兼職の状況 > 電源開発株式会社社外取締役 早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター研究院教授 京都先端科学大学国際学術研究院特任教授 三井住友海上火災保険株式会社社外取締役</p>	<p>国内外の金融機関での勤務経験を経て、一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授、早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター研究院教授等を歴任しており、企業戦略、グローバル金融ビジネスに関する知識や経験を豊富に有しております。また、2023年6月以降当社社外取締役を務め、在任中はかかる経験等に基づく発言・助言をいただいております。今後も、同氏のこれまで培った知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しております。</p>
渡辺 一				<p>< 重要な兼職の状況 > 株式会社日本経済研究所代表取締役会長 日本貨物鉄道株式会社社外監査役 東急株式会社社外監査役 富国生命保険相互会社社外取締役</p>	<p>株式会社日本政策投資銀行の元代表取締役社長として、銀行経営全般及び政策金融等に関する豊富な経験、国内外の金融・経済情勢に関する豊富な知見を有しております。また、2023年6月以降当社社外取締役を務め、在任中はかかる経験等に基づく発言・助言をいただいております。今後も、同氏のこれまで培った知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しております。</p> <p>また、同氏は2022年6月まで、株式会社日本政策投資銀行の代表取締役社長を務め、その後2023年6月まで同社の顧問を務めておりましたが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社の売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に問題はございません。</p>

藤田 裕一					<p><重要な兼職の状況></p> <p>東京海上ホールディングス株式会社の執行役員経理部長、常務取締役、専務取締役、常勤監査役及び東京海上日動火災保険株式会社の執行役員経理部長、常務取締役、専務取締役等を歴任し、経理、リスク管理、資産運用、企業経営等に関する豊富な経験を有しております。また、2024年6月以降当社社外取締役を務め、在任中はかかる経験等に基づく(発言・助言をいただくとともに、業務執行状況全般の監査の実効性並びに経営の健全性及び透明性の更なる向上に尽力いただいていることから、今後も、同氏のこれまで培った知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しております。</p> <p>また、同氏は2024年6月まで、東京海上ホールディングス株式会社の常勤監査役を務めておりましたが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社の売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に問題はありせん。</p>
榊原 一夫				<p><重要な兼職の状況></p> <p>弁護士 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業顧問 学校法人東京歯科大学監事 高砂熟学工業株式会社社外取締役 日本放送協会経営委員会委員長職務代行者</p> <p>福岡高等検察庁検事長、大阪高等検察庁検事長等を歴任し、法律の専門家でありかつ組織マネジメントの経験を有しております。また、2023年6月から1年間三井住友信託銀行株式会社の社外取締役(監査等委員)、2024年6月以降当社社外取締役を務め、在任中はかかる経験等に基づく(発言・助言をいただくとともに、業務執行状況全般の監査の実効性並びに経営の健全性及び透明性の更なる向上に尽力いただいていることから、今後も、同氏のこれまで培った知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しております。</p> <p>なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。</p>	

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	5	0	0	5	社外取締役
報酬委員会	5	0	0	5	社外取締役
監査委員会	5	1	1	4	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 14名

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
松本 千賀子	なし	あり	×	×	なし
大山 一也	あり	なし	×	×	なし
藤沢 卓己	なし	なし	×	×	なし
佐藤 理郎	なし	なし	×	×	なし
松本 篤	なし	なし	×	×	なし

高田 由紀	なし	なし	×	×	なし
渡部 公紀	あり	なし	×	×	なし
石部 直樹	なし	なし	×	×	なし
吉田 貴弘	なし	なし	×	×	なし
中野 久里	なし	なし	×	×	なし
上田 純也	なし	なし	×	×	なし
井茂 尊博	なし	なし	×	×	なし
山崎 和恵	なし	なし	×	×	なし
米山 学朋	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

当社は監査活動の実効性向上に向け、監査委員会の職務を補助する目的から、監査専担役員1名を配置しております。監査専担役員の任免に関しては、監査委員会への事前協議の上、同意を得ることとしております。

また、監査委員会の職務を補助するため監査委員会室を設置し、監査委員会室員は、監査委員会の指揮命令のもとで、監査委員会の職務を補助する業務を行うこととしております。

監査委員会室員の人事及び処遇に関する事項については監査委員会と事前に協議することとしているほか、執行役は、監査委員会室員が監査委員会の職務を補助する業務を行ううえで、不当な制約を受けることがないよう配慮することとしております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会は、会計監査人と定期的に監査に関する情報、会計監査計画、会計監査実施状況、監査結果等について報告を受け意見交換を行うとともに、必要に応じて随時意見交換及び情報交換を行い、会計監査人が独立の立場を保持し、適切な監査を実施しているかを監査しております。加えて、内部監査部も、会計監査及び財務報告に係る内部統制監査の一環として、会計監査人と定期的に意見交換及び情報交換を行っております。以上のように、監査委員会と会計監査人及び内部監査部との連携強化を通じて監査の実効性確保を図っております。

また、内部監査部は、監査委員会に対して、内部監査計画の策定に係る事前協議を行い同意を得るほか、監査委員会が指示するときは、当該指示に従い調査等を行います。監査委員会による調査等の指示は、執行役その他の者の指示に優先します。内部監査部は、同部による当社及び子会社等に対する内部監査の実施状況及び結果について、定期的に又は監査委員会の求めに応じ、監査委員会に対して報告しています。

【独立役員関係】

独立役員の数

8名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員に係る独立性判断基準を制定し、当該基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずるおそれが無いと認められる社外取締役を全て独立役員に指定しています。

なお、当社の独立役員に係る独立性判断基準の内容は次の通りです。

「独立役員に係る独立性判断基準」

1. 以下各号のいずれにも該当しない場合に、当該候補者は当社に対する十分な独立性を有するものと判定する。

(1) 当社又は当社の関係会社の業務執行者(業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人)である者、又は過去において業務執行者であった者

(2) 当社又は当社の中核子会社たる三井住友信託銀行株式会社(以下、「中核子会社」という。)を主要な取引先とする者、それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者(業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人)である者、又は最近3年間に於いて業務執行者であった者

(3) 当社又は中核子会社の主要な取引先である者、それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者(業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人)である者、又は最近3年間に於いて業務執行者であった者

(4) 当社の現在の大株主(議決権所有割合10%以上)である者、それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者(業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人)である者、又は最近3年間に於いて業務執行者であった者

(5) 当社又は中核子会社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している大口債権者等、それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者(業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人)である者、又は最近3年間に於いて業務執行者であった者

(6) 資金調達において、当社の中核子会社に対し、代替性がない程度に依存している債務者等、それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者(業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人)である者、又は最近3年間に於いて業務執行者であった者

(7) 現在、当社又は中核子会社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等である者、又は最近3事業年度において当該社員等として当社又は中核子会社の監査業務に従事した者

- (8) 当社の主幹事証券会社の業務執行者(業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人)である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
- (9) 最近3年間において、当社又は中核子会社から多額の金銭を受領している弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等の個人
- (10) 法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム等であって、当社又は中核子会社を主要な取引先とする法人等の業務執行者(業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人)である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
- (11) 当社及び中核子会社から多額の寄付金を受領している者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者(業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人)である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
- (12) 当社又は当社の関係会社から、取締役を受け入れている会社、又はその親会社もしくはその重要な子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員である者
- (13) 上記(1)、(2)、(3)、(9)及び(10)のいずれかの者の近親者(配偶者、三親等内の親族または同居の親族)である者
2. 上記の各号のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が独立役員としての要件を充足しており、当社の独立役員としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することによって、当該人物を当社の独立役員候補者とすることができる。
3. 当社は、取引先(法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム等を含む)又は寄付金等(弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等の個人への支払いを含む)について、下記の軽微基準を充足する場合には、当該独立役員(候補者を含む)の独立性が十分に認められるものと判断し、「主要な取引先」ないし「多額の寄付金等」に該当しないものとして、属性情報等の記載を省略するものとする。
- <取引先>
- ・当社及び中核子会社の当該取引先(取引先、その親会社、重要な子会社)への支払額が、当該取引先の過去3事業年度の平均年間連結総売上高の2%未満であること
 - ・当該取引先(取引先、その親会社、重要な子会社)による当社及びその子会社の粗利益が、当社の連結業務粗利益の2%未満であること
- <寄付金等>
- ・受領者が個人の場合：当社及びその子会社から収受する金銭が、過去3年平均で年間1,000万円未満であること
 - ・受領者が法人の場合：当社及びその子会社から収受する金銭が、過去3年平均で年間1,000万円又は当該法人の年間総費用の30%のいずれか大きい金額未満であること

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

2019年度より、従来の株式報酬型ストックオプション制度に代えて、新たに信託を活用した業績連動型株式報酬制度として、株式交付信託制度を導入しております。

(なお、2023年度からは、取締役等の退任時に当社株式を交付する株式交付信託制度から、毎事業年度の一定期間に、取締役等の退任までの譲渡制限を付した当社株式を交付する役員向け株式交付信託(RS信託)制度に変更しております。)内容につきましては、「[取締役・執行役報酬関係]報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

また、株価上昇及び業績向上への貢献意欲を高めること等を目的として、役員報酬から役員持株会への拠出を推奨しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

(個別の執行役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

2024年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)における以下の項目につきましては、本報告書の別紙2(<1>個別の取締役報酬の開示状況)のとおりとなっております。

1. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

- 役員ごとの連結報酬等の総額等
- 提出会社の業績連動報酬に係る指標(KPI)の目標、実績、支給率

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

以下の項目につきましては、本報告書の別紙2 (< 2 > 報酬の額またはその算定方法の決定方針の開示内容) のとおりとなっております。

1. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針等
 - (1) 役員の個人別の額またはその算定方法の決定に関する方針等
 - (2) 報酬体系の概要
 - (3) 報酬の構成割合
 - (4) 業績連動報酬に係る指標(KPI)、その選定理由、支給額の決定方法等
 - (5) 個人別報酬の内容の決定方法
 - (6) その他の重要事項
 - (7) 監査委員を務める社内取締役の報酬等
 - (8) 社外取締役の報酬等
 - (9) 2024年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由
2. 役員の報酬等の決定プロセス
 - (1) 報酬委員会の権限の内容
 - (2) 報酬委員会における手続き等の概要
 - (3) 報酬委員会の活動内容

【社外取締役のサポート体制】

取締役会及び指名・報酬・監査の各委員会の実効的かつ円滑な運営を確保するため、専門組織として取締役会室及び監査委員会室を設置し、社外取締役の役割機能の発揮を支援する体制を強化しています。
また、社外取締役である取締役会議長がその職責を果たしていくことをサポートするために、取締役会で審議を予定する事案を中心とした各種情報の提供と、経営、監督の視点での論点の整理等のサポートを行っています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
西田敬宇	三井住友信託銀行・名誉顧問	各種団体等における社外活動ほか	非常勤・報酬無	2000/3/31	1年
古沢熙一郎	三井住友信託銀行・名誉顧問	各種団体等における社外活動ほか	非常勤・報酬無	2010/6/27	1年
村上仁志	三井住友信託銀行・名誉顧問	各種団体等における社外活動ほか	非常勤・報酬無	2005/6/29	1年
高橋 温	三井住友信託銀行・名誉顧問	各種団体等における社外活動ほか	非常勤・報酬無	2011/3/31	1年
北村邦太郎	三井住友信託銀行・名誉顧問	各種団体等における社外活動ほか	非常勤・報酬無	2021/3/31	1年
常陰 均	三井住友信託銀行・特別顧問	各種団体等における社外活動ほか	常勤・報酬有	2021/3/31	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

6名

その他の事項

1. 当社には相談役制度・顧問制度はありません。
2. 中核子会社である三井住友信託銀行には顧問制度があり、氏名等は上表に記載のとおりです。なお、相談役制度はありません。
・当社及び中核子会社である三井住友信託銀行の社長・会長経験者で、三井住友信託銀行の顧問等に就任している者を記載しており、合併前の

住友信託銀行及び中央三井信託銀行の社長・会長経験者を含めております。
・社長等退任日については、いずれかの社長・会長の最終の退任日を記載しております。
・最終任期は、原則として顧問就任後、最長6年、但し満72歳を越えないものとしております。対外呼称は特別顧問とし、1年毎に三井住友信託銀行の社長決裁により選任しております。なお、顧問としての任期終了後、嘱託契約を締結し、対外呼称として名誉顧問を使用することを認めております。この場合は、1年毎に三井住友信託銀行の社長決裁により選任しております。
・報酬については、勤務態様等を考慮の上で決定しております。上記顧問の報酬総額は年額30百万円です。なお、名誉顧問は原則無報酬としております。
・執務室は三井住友信託銀行の本店ビル外に設け、適宜社用車・共用秘書を提供しています。
・顧問は経営の意思決定には一切関与しておらず、経営陣からの定例報告等も行っておりません。
・三井住友信託銀行の顧問制度については、当社の指名委員会において審議し、制度内容の見直しを行いました。その後も、指名委員会の関与の下、顧問制度の運営を行っており、年1回、運営状況の定例報告を実施しております。また、今後も制度変更を行う際には、指名委員会における審議を予定しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(監督機関)

(1) 取締役会

ア. 議長: 松下 功夫(社外取締役)

イ. 構成

(ア) 取締役会の人数は、当グループの経営管理機能を担う持株会社として求められる実効性ある監督機能を発揮するために必要且つ適切な規模で、構成員の多様性及び専門性の確保の観点にも十分配慮して、定款で定める員数である14名の範囲内で決定します。(イ) 当社は、コーポレートガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、取締役会の人数のうち、独立社外取締役の占める割合を原則3分の1以上とします。提出日現在、取締役会の規模を縮小し、独立社外取締役は13名中8名(独立社外取締役比率61%)で、過半数の構成になっております。

ウ. 役割・権限

(ア) 取締役会は、他の範となるコーポレートガバナンスの先進企業として、中長期経営戦略や内部統制に関する方針などの当グループの経営の基本方針の決定や執行状況の監督等を通じ、当グループの全てのステークホルダーからのフィデューシャリーとしての信頼に応えるべく、存在意義(パーパス)の実現に向けて、全てのステークホルダーのwell-being向上への貢献を行うとともに、企業としての持続可能性(サステナビリティ)と成長を確保していくことを目指します。

(イ) 取締役会は、機動的な企業経営の実現と執行役等に対する監督強化を目的として、原則として法令で定められた取締役会の専決事項以外の業務執行の決定を執行役に委任し、執行役等の職務の執行を監督します。

エ. 社外取締役との責任限定契約

会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の規定により当社に対し負担する任務懈怠による損害賠償責任について、それぞれの職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

オ. 活動状況

2024年度は15回開催し、取締役会にて議論の上、審議を深めるべき議題と年間スケジュールを策定し、これに則った運営を行いました。具体的には、当社の取締役会のありたい姿の実現に向けて多様なステークホルダーに対する対話機会の充実を含むアカウンタビリティ向上の取組み、中長期的なROE等の目線を踏まえた事業ポートフォリオの審議の拡充、取締役会や委員会の構成のあり方に関する審議等を通じ、取締役会の着実な実効性の向上に向けて審議を行いました。

各取締役の出席状況は以下のとおりです。

松下 功夫	15/15回出席	(100%)
高倉 透	15/15回出席	(100%)
海原 淳	15/15回出席	(100%) (注2)
鈴木 康之	15/15回出席	(100%) (注2)
大山 一也	15/15回出席	(100%) (注2)
大久保 哲夫	15/15回出席	(100%)
橋本 勝	14/15回出席	(93%) (注2)
中野 俊彰	15/15回出席	(100%) (注2)
加藤 功一	11/11回出席	(100%) (注1)
河本 宏子	15/15回出席	(100%)
加藤 宣明	15/15回出席	(100%)
鹿島 かおる	15/15回出席	(100%)
伊藤 友則	15/15回出席	(100%)
渡辺 一	15/15回出席	(100%)
藤田 裕一	11/11回出席	(100%) (注1)
榊原 一夫	11/11回出席	(100%) (注1)

(注1). 2024年6月20日付で、加藤功一、藤田裕一、榊原一夫の3氏が取締役就任しております。

(注2). 2025年6月20日付で、海原淳、鈴木康之、大山一也、橋本勝、中野俊彰の5氏が取締役を退任し、同日付で佐藤正克、松本千賀子の両氏が取締役就任しております。

(2) 各委員会の概要

< 法定の委員会 >

ア. 指名委員会

(ア) 委員長: 松下 功夫(社外取締役)

(イ) 構成: 社外委員 5名

(ウ) 権限・役割

・株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定

・取締役会からの、執行役社長を含む執行役の選任及び解任に関する諮問に対する審議・答申

・三井住友信託銀行の取締役社長を含む取締役の選任及び解任に関する諮問、並びに三井住友トラスト・アセットマネジメントの取締役の選任及び解任に関する諮問に対する審議・答申

・経営者後継人材育成計画の改定に関する諮問に対する審議・答申

(エ) 活動状況

2024年度は17回開催し、上記の「権限・役割」に記載した事項、サクセッションプランの検討等を行いました。

各委員の出席状況は以下のとおりです。

松下 功夫 17/17回出席 (100%)
河本 宏子 17/17回出席 (100%)
加藤 宣明 17/17回出席 (100%)
渡辺 一 17/17回出席 (100%)
鹿島 かおる 12/12回出席 (100%) (注1)
大久保 哲夫 17/17回出席 (100%) (注2)
橋本 勝 17/17回出席 (100%) (注2)

(注1). 2024年6月20日付で、鹿島かおる氏が指名委員に就任しております。

(注2). 2025年6月20日付で、大久保哲夫と橋本勝の両氏が指名委員を退任しております。

イ. 報酬委員会

(ア)委員長:河本 宏子(社外取締役)

(イ)構成:社外委員 5名

(ウ)権限・役割

・執行役及び取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定

・上記の方針に従って、執行役及び取締役の個人別の報酬等の内容を決定

・三井住友信託銀行及び三井住友トラスト・アセットマネジメントの取締役会からの、取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する諮問に対する審議・答申

(エ)活動状況

2024年度は12回開催し、上記の「権限・役割」に記載した事項に加えて、株式報酬の評価指標の一つである「ESG総合評価」の評価方法につき議論を重ね、評価に使用する5つの重要項目に対するKPIを明確化し、定量評価を軸とする評価への変更を行いました。

各委員の出席状況は以下のとおりです。

河本 宏子 12/12回出席 (100%)
松下 功夫 12/12回出席 (100%)
加藤 宣明 12/12回出席 (100%)
渡辺 一 12/12回出席 (100%)
鹿島 かおる 9/9回出席 (100%) (注1)
大久保 哲夫 12/12回出席 (100%) (注2)
橋本 勝 12/12回出席 (100%) (注2)

(注1). 2024年6月20日付で、鹿島かおる氏が報酬委員に就任しております。

(注2). 2025年6月20日付で、大久保哲夫と橋本勝の両氏が報酬委員を退任しております。

ウ. 監査委員会

(ア)委員長:鹿島 かおる(社外取締役)

(イ)構成:社外委員 4名、社内委員 1名

(ウ)権限・役割

・執行役及び取締役の職務の執行の監査、並びに監査報告の作成

・株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任、並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定

(エ)活動状況

2024年度は21回開催し、執行役が健全、公正妥当かつ効率的に業務の執行を決定し、かつ業務を執行しているか、当グループの内部統制システムが適切に整備され効率的に運用されているか、会計監査人が公正不偏の態度かつ独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているか等の観点での議論を行いました。

各委員の出席状況は以下のとおりです。

鹿島 かおる 21/21回出席 (100%)
伊藤 友則 21/21回出席 (100%)
藤田 裕一 17/17回出席 (100%) (注1)
榊原 一夫 17/17回出席 (100%) (注1)
中野 俊彰 21/21回出席 (100%) (注2)
加藤 功一 17/17回出席 (100%) (注1)

(注1). 2024年6月20日付で、藤田裕一、榊原一夫、加藤功一の3氏が監査委員に就任しております。

(注2). 2025年6月20日付で、中野俊彰氏が監査委員を退任しております。

< 任意の委員会等 >

エ. リスク委員会

(ア)委員長:藤井 健司(社外有識者)

(イ)構成:社外委員 3名(社外取締役1名、社外有識者2名)、社内委員 2名

(ウ)目的・役割

取締役会から、以下の各事項にかかる諮問を受け、その適切性等について検討し答申を実施

・当グループの経営を取り巻く環境、トップリスク、及びマテリアリティに関する事項

・当グループのリスクアベタイト・フレームワークの運営、リスク管理、及びコンプライアンス管理に係る内部統制システムの実効性の監視に関する事項

・その他、取締役会が必要と認める事項

(エ)活動状況

2024年度は7回開催し、上記の「目的・役割」に記載した事項に加えて、当グループのリスク管理態勢の適切性、リスク文化の醸成・浸透、昨今の外部環境を踏まえたリスク管理にかかる取組状況、サステナビリティやサイバーセキュリティにかかる取組状況等に関する審議等について議論を行いました。また、米国大統領選挙及び米国政策転換影響の当社への波及等について、フリ・ディスカッションも実施しました。

各委員の出席状況は以下のとおりです。

藤井 健司 7/7回出席 (100%)
渡辺 一 6/6回出席 (100%) (注1)
外山 晴之 7/7回出席 (100%)
鈴木 康之 7/7回出席 (100%) (注2)
高田 由紀 7/7回出席 (100%)

(注1). 2024年6月20日付で、渡辺一氏がリスク委員に就任しております。なお、渡辺一氏は社外取締役であります。

(注2) 2025年6月20日付で、鈴木康之氏がリスク委員を退任し、同日付でCRO(Chief Risk Officer)である吉田貴弘氏がリスク委員に就任しております。

オ. 利益相反管理委員会

(ア) 委員長: 神田 秀樹 (社外有識者) 三井住友信託銀行社外取締役

(イ) 構成: 社外委員 3名(社外取締役1名、社外有識者2名)、社内委員 2名

(ウ) 目的・役割

取締役会から、以下の各事項にかかる諮問を受け、その適切性等について検討し答申を実施

- ・当グループの利益相反管理態勢の妥当性に関する事項
- ・当グループの利益相反管理、顧客説明管理、及び顧客サポート管理の実効性並びにこれらの態勢の高度化に関する事項
- ・当グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針及び当グループ各社の行動計画等に関する事項
- ・当グループの利益相反管理及びフィデューシャリー・デューティーの浸透等に係る特に重要な事項
- ・その他、取締役会が必要と認める事項

(エ) 活動状況

2024年度は7回開催し、上記の「目的・役割」に記載した事項に加えて、信託グループとしての顧客の最善の利益、グループの利益相反管理態勢の高度化及び信託業務(併含む)におけるリスクコントロールに係る議論を行いました。

各委員の出席状況は以下のとおりです。

神田 秀樹 7/7回出席 (100%)

加藤 宣明 7/7回出席 (100%)

細川 昭子 7/7回出席 (100%)

鈴木 康之 6/7回出席 (85%) (注1)

高田 由紀 7/7回出席 (100%)

(注1) 2025年6月20日付で、鈴木康之氏が利益相反管理委員を退任し、同日付でCRO(Chief Risk Officer)である吉田貴弘氏が利益相反管理委員に就任しております。

カ. 社外取締役会議

(ア) 独立社外取締役のみで組織される非公式の会議であり、独立社外取締役間での情報交換や認識共有を図り、独立社外取締役間の信頼関係の醸成や取締役会の監督機能の強化を目的としています。

(イ) 原則として毎年1回以上開催し、経営上の課題、取締役会運営、ガバナンス体制のあり方等を議論し、必要に応じて、取締役会議長、執行役社長等に対して適宜提言します。

(執行機関)

(3) 経営会議

取締役会の下には、執行役社長を議長とし、関係役員が参加する経営会議を設置しています。経営会議では、取締役会で決定した基本方針に基づき、業務執行上の重要事項について協議または決定を行うほか、取締役会決議事項の予備討議等を行っています。

(4) 各種委員会等

グループの経営管理や財務の健全性・業務の適切性の確保等を協議・決定する「財務審議会」や、グループの重要なサステナビリティ課題に関する方針や取り組みを検討する「サステナビリティ委員会」等各種審議会や委員会を設置しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当グループは、銀行機能、資産運用・資産管理機能、不動産機能を中心とした幅広い業務領域を有し、トータルなソリューションを迅速に展開できる総合力と専門的知見の高さ、卓越した実務精通度を強みとする信託グループです。

当社は、これらの特性や強みを生かしながら、迅速な業務執行を実現する経営力と、経営の健全性を確保する監督・牽制力を両立させ、全てのステークホルダーの期待に応え得る健全なグループ経営を推進するため、指名委員会等設置会社の形態を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2025年6月20日開催の定時株主総会につきましては、招集通知を5月29日に発送するとともに、それに先駆け、5月22日には、当社Webサイトへの掲載を行い、早期開示に努めました。
集中日を回避した株主総会の設定	2025年の定時株主総会では、株主への適切な情報提供の観点から、開催日を総会集中日から前倒し、6月20日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット(パソコン、スマートフォン又は携帯電話等)による議決権行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しています。

招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英訳版を作成し、和文と同じタイミングで、招集通知発送日の1週間前に当社Webサイトに掲載しているほか、議決権行使プラットフォームにも提供し、海外の株主の利便性の向上を図っています。
その他	株主総会の開催に先立ち、株主からインターネットで議案に関するご質問を事前に受け付ける運営を継続するほか、当日株主総会にご来場されない株主に、インターネットを用いて株主総会当日の議事進行の様様をご視聴いただけるよう「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」を実施しております。また、株主総会終了後には当社Webサイトに総会当日の報告事項等(プレゼンテーションを含む)の動画を字幕付きで配信しているほか、決議通知及び議決権行使結果については、当社Webサイトに加えて、議決権行使プラットフォームにも提供しております。 その他、当社は三井住友信託銀行株式会社が提供する「株主パスポート」及び「株主総会ポータル」を採用し、各種通知物(株主総会情報・開示情報・配当金情報など)の一括管理を可能とし、株主総会においては招集通知の閲覧から議決権行使、ライブ配信の視聴までをシームレスに連動できるようにすることで株主の利便性向上を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示の方針について、ディスクロージャーポリシーを設け、対外的に公表するとともに、当グループの役員及び社員に周知し、適切な運営を図っております。ディスクロージャーポリシーにおいて、株主、投資家等が当グループを理解するために有用と思われる会社情報について、適時性、正確性、公平性を基本要件とし、積極的な開示に努めていくこと等を定めており、当グループにおけるIR活動の指針としております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等を通じて会社説明会を開催しており、執行役社長、IR・SR担当役員及び担当者が、当グループの特徴や決算・財務の状況、経営戦略等について個人投資家に理解いただく場を複数回設けております(2024年度実績12件)。また、2025年1月にはグループ創業100年を記念した個人株主向けの特別セミナーを開催しました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回(5月、11月頃)、決算説明会を開催しております。証券会社のアナリストや機関投資家にご参加いただき、執行役社長が当グループの決算の状況や経営戦略等の説明を行っております(オンラインを併用したハイブリッド形式で開催し、終了後は当社Webサイトに動画を掲載)。また、執行役社長、IR・SR担当役員及び担当者による個別ミーティングやグループミーティングを適宜実施しているほか、各事業統括役員等による事業戦略の説明や社外取締役によるコーポレートガバナンスの状況に関する説明等を行う機会として「三井住友ラストIR Day」を開催しております。2024年度は、マーケット事業及び不動産事業(7月)、複数の社外取締役が登壇する社外取締役パネルディスカッション(3月)を実施しました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	執行役社長またはIR・SR担当役員による現地での投資家面談も再開しており、米国、欧州、アジア等の主要機関投資家を年に複数回訪問し、当グループの決算・財務状況、経営戦略等について対話を行っている他、電話会議・テレビ会議によるオンライン面談も随時実施しております。また、証券会社が主催する海外機関投資家を対象とするカンファレンスにも年に複数回参加し、対話を行っております。	あり

<p>IR資料のホームページ掲載</p>	<p>当社は、各種IR情報、株主向け情報等を発表後、速やかに当社Webサイト上で公開しております。</p> <p>主な開示の種類は次の通りです。</p> <p>決算短信及び決算説明資料、適時開示資料・プレスリリース、有価証券報告書、決算の概要、決算説明会資料、統合報告書(ディスクロージャー誌)、アニュアルレポート、IR Day資料、営業のご報告、コーポレートガバナンス基本方針、株式の状況、格付情報、アナリスト・カバレッジ、株主総会招集通知、議決権行使の結果等。</p> <p>決算説明会、個人投資家向け会社説明会等につきましては、動画配信も実施しております。</p> <p>また、海外の機関投資家に対しては、当社の英文Webサイトを通じ、各種英語版資料をタイムリーに提供しております。</p> <p>和文URL： https://www.smtg.jp/investors</p> <p>英文URL： https://www.smtg.jp/english/investors</p> <p>なお、当社Webサイトでは、「個人投資家の皆さまへ」のページを設け、当グループの事業や業績を分かりやすく伝える工夫や、社員インタビュー動画掲載などを行っております。</p>
<p>IRに関する部署(担当者)の設置</p>	<p>当社ではIR・SR担当役員を任命するとともに、日常のIR・SR業務につきましては、担当部署としてIR・SR部を設置し、会社情報の適切な開示に努めるとともに、国内外の株主・投資家に対する積極的なIR・SR活動、対話内容の社内への適時・適切なフィードバックを行うことで、建設的な対話を通じた透明性の高い企業経営を目指しております。</p> <p>IR・SR担当役員:執行役常務兼執行役員 渡部 公紀 担当部署:IR・SR部</p>
<p>その他</p>	<p><株主との対話を補助するための社内の有機的な連携></p> <p>IR・SR担当役員及び担当部署は、経営陣や社内各部署との連携を通じて、経営情報等の社内の情報を適切に把握し、適時、正確、公平な開示に努めるとともに、株主、投資家との建設的な対話に活かします。</p> <p><株主等の意見、IR活動の経営陣や取締役会へのフィードバック></p> <p>株主、投資家、アナリストなどからの意見・懸念等については、経営陣に適時・適切にフィードバックを行うとともに、IR・SR活動の全般的な報告と併せ、定期的に取締役会にも報告を行っております。</p> <p><対話に際してのインサイダー情報の管理></p> <p>インサイダー情報の管理については、当グループが遵守すべき諸法令や諸規則等、またインサイダー情報の取扱いについて周知することを当グループ内において定期的に行っており、株主、投資家との対話に際しても厳格な管理、運営を行っております。</p> <p><株主等との建設的な対話機会の充実></p> <p>例年、国内機関投資家の責任投資部署や議決権行使部署と最新の統合報告書を用いた当グループの取り組みの説明や、次回の改善に向けた意見聴取を目的とした対話を実施しております。また、ガバナンスやESGをテーマとし、国内外の機関投資家と対話を実施する機会を設けております。</p>

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「三井住友トラストグループの社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)」において、「お客さま、株主・投資家、社員、事業パートナー、地域社会、NPO、行政、国際機関等のすべてのステークホルダーとの対話を尊重し、持続可能な社会の構築に積極的な役割を果たす」ことを規定し、当該方針を対外公表しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	取締役会においてサステナビリティに関する方針を策定し、サステナビリティ推進部を中心にグループのサステナビリティ活動を推進しています。特に環境・社会問題に関わるリスクへの対応や、解決に資する商品・サービスの開発、グループ各拠点における社会貢献活動を重視しています。環境保全活動に関しては、グループ共通の「人権方針」「環境方針」「気候変動対応行動指針」「生物多様性保全行動指針」を策定し、当社直接出資子会社において、個人、法人向けの環境関連の投融資商品や信託商品、不動産商品等を提供しています。事業活動に起因する温室効果ガス排出量の削減活動を推進し、また、「CSR調達方針」を制定し環境や社会に配慮した用紙の調達に努めています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「三井住友トラストグループの社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)」において、「ステークホルダーとの健全かつ正常な関係を構築するとともに、公正な競争、企業情報の適切な開示等、社会の構成員としての責任を全う」することを規定し、サステナビリティレポート、当社Webサイト等を通じた情報提供を行っております。

【DE&I推進のための重点取組項目】

多彩な機能を融合した新しいビジネスモデルを創出していく上で、多様な考え方・視点を尊重し、個々人の持てる力を最大限に生かす観点から、当グループ及び三井住友信託銀行にダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン推進室(以下、DE&I推進室)を設置し、女性活躍推進、障がい者、キャリア採用社員、グローバル社員、両立支援、人権・LGBTQ、への理解促進を重点取組項目とし、グループ全体でDE&I推進に取り組んでおります。

三井住友信託銀行では、配偶者の転勤時の勤務地変更・休職制度の導入に加え、産前産後休業・育児休業中の社員に対する定期的な情報提供、復職後のキャリア形成やスムーズな職場復帰をサポートするセミナーの実施、育児休業者と管理職向けのハンドブック展開、時間に制約がある女性社員を部下にもつマネジメント向けの研修の開催、社員が利用可能な「企業主導型保育園」を拡大、2024年4月から産休・育休から早期復職した女性社員を対象に家事育児サービスに利用できるポイントを付与する制度の導入など、社員が安心して働くことができる環境作りを推進しております。

また、一般事業主行動計画において、男性社員の育児休業等の平均取得日数を30日以上とするKPIを設定しております。男性育児休業取得促進イベントの実施や理解促進のためのハンドブック提供など、男性育児休業取得の風土醸成に向けて取り組んでおり、2022年度には産前・産後に男性社員が長期の育児休業を取得することが可能となるベビーケア休暇を新設し、1か月の休暇取得を推奨しました。2024年度の男性育児休業に係る取得率については100%を達成し、同平均取得日数は20.0日となっております。

そのほか、多様性に対する理解促進を進め、社員一人ひとりが能力を最大限に発揮できるように、以下の取り組みを行っております。

- ・多様性への理解を深めるため、アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)に関する講義やeラーニングを実施
- ・各職場における障がいを持つ社員の活躍をサポートするため、障害者職業生活相談員認定資格講習の受講者の拡充。また、入社後の悩みや要望に応えるため、本人との定期的な面談の実施
- ・海外拠点で雇用された社員について、ビジネスマインド向上、スキル強化、ネットワーク構築等を企図した各種研修の実施
- ・介護に関する理解を深めるため、介護セミナーの定期開催、ハンドブックの提供、相談窓口の設置、毎年同様の社員意識調査を通じて、介護制度や風土に関する社員の意識測定
- ・不妊治療を目的とした保存休暇を取得できるよう制度改善の実施、相談窓口の設置
- ・「性的指向・性自認」に関する理解促進を企図した社内研修の実施、LGBTQイベントへの参加、セーフティーネットとして社内相談窓口の設置、及び同性婚の社員への慶弔休暇、弔慰金支給制度などの適用
- ・女性特有の健康問題を軸としたオンラインセミナーやヘルスケアサポート等を提供するサービスを導入

【外部評価】

働き方改革、DE&I推進の着実な活動が評価され、以下の外部評価を受けております。

- ・「健康経営優良法人～ホワイト500～」(経済産業省・日本健康会議/2017～2024年度連続認定)
- ・「J-Winダイバーシティ・アワード」2022年ベーシックアチーブメント準大賞、2025年アドバンス部門大賞(三井住友信託銀行)
- ・「なでしこ銘柄」(経済産業省・東京証券取引所/2019年度)
- ・「プラチナくるみん」(厚生労働省/三井住友信託銀行、三井住友トラスト・システム & サービス、日本カストディ銀行が認定)
- ・「プラチナえるぼし」(厚生労働省/三井住友トラスト・ビジネスサービスが認定)
- ・「PRIDE指標2024」ゴールド受賞(LGBTに関するダイバーシティ・マネジメントの促進と定着を支援する任意団体wwP主催/三井住友トラストグループ、三井住友信託銀行、三井住友トラスト・アセットマネジメント、日興アセットマネジメント(現 アモーヴァ・アセットマネジメント)、三井住友トラスト・ビジネスサービス、三井住友トラスト・カード、三井住友トラストクラブ、三井住友トラスト・バナソニックファイナンス、日本カストディ銀行及び三井住友トラスト総合サービスの10社が連名受賞。三井住友信託銀行、日興アセットマネジメント(現 アモーヴァ・アセットマネジメント)の2社はレインボー認定も獲得。)

～三井住友トラストグループのダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンの取り組み～
https://www.smtg.jp/about_us/management/human_resources/diversity_inclusion/

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の取締役会は、銀行持株会社として、当社及び子会社等から成る企業集団の経営管理を担う責任を十分に認識し、取締役会の「内部統制基本方針」に関する決議に基づいて、「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保するため必要な体制」を、以下のとおり整備しております。

(1) コンプライアンス(法令等遵守)体制の整備について

- 当グループのコンプライアンスに関する基本方針について定める。
- コンプライアンスに関する重要事項については、取締役会の諮問機関であるリスク委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議・報告を行う。
- 当グループの利益相反管理に関する基本方針を定め、当グループにおいて顧客の利益が不当に害されることのないよう管理態勢を整備する。
- 利益相反管理に関する重要事項については、取締役会の諮問機関である利益相反管理委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議・報告を行

う。

本部にコンプライアンスに関する統括部署を置き、また、各部の責任者・担当者を定める。

毎年度、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画(コンプライアンス・プログラム)を策定するとともに、当社直接出資子会社等の計画策定を指導する。あわせてその進捗・達成状況を把握・評価する。

役員及び社員のための手引書(コンプライアンス・マニュアル)を定め、コンプライアンスに関する教育・研修を継続的に実施する。

役員及び社員に対し当社業務運営に係る法令違反行為等について報告する義務を課するとともに、役員及び社員等が社内・社外の窓口に通直に通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設置する。

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。

マネー・ロンダリング及びテロ資金供与は、健全な金融システムに対する重大な脅威であり、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与に毅然とした態度で臨み、関連法令等を厳守する。

(2) リスク管理体制の整備について

当グループのリスク管理に関する基本方針について定める。

リスク管理に関する重要事項については、取締役会の諮問機関であるリスク委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議・報告を行う。

当グループは、3つの防衛線を基本とした、グループ全体のリスク管理体制を構築する。

本部にリスク管理に関する統括部署を置き、リスクカテゴリーごとにリスク管理部署を置く。

当グループのリスク管理に係る計画を策定するとともに、当社直接出資子会社等の計画策定を指導する。あわせてその進捗状況・達成状況を把握・評価する。

役員及び社員に対しリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。

緊急事態に備えた業務継続に係る管理活動を定め、当グループの正常な業務活動の維持・継続を図る。

(3) 業務執行体制の整備について

当社取締役会は、原則として、法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定を執行役へ委任する。執行役等で構成する経営会議を設置するほか、経営会議の諮問機関として各種委員会を設置する。

執行役(子会社等においては業務執行を担う役員)が円滑かつ適切に職務の執行を行うために必要な組織の機構・分掌及び役員及び社員の職制・権限に関する基本的事項を、取締役会等が定める。

社内規定は関連する法令等に準拠して制定するとともに、当該法令等の改廃があったときは、すみやかに所要の改廃を行う。

(4) 経営の透明性確保について

会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備するとともに、その有効性を評価する。

当グループにおける、会計、会計に係る内部統制、監査事項についての不正または不適切な処理に関する情報についての通報を、社内外から受け付ける制度として、会計ホットライン制度を設置する。通報窓口を社外の法律事務所とし、調査の事務局は監査委員会室とする。

経営関連情報を適切に管理し、適時、正確かつ公平に開示する。

(5) 当グループ管理体制の整備について

当グループ全体のコンプライアンス体制及びリスク管理体制を整備する。

当グループにおける重要度の高いグループ内取引等は、当社が当グループの戦略目標との整合性、リスク管理面、コンプライアンス面等の観点から検証を行う。

子会社等は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告する。

当社は子会社等の業務の規模・特性に応じ、子会社等の業務運営の適正性及び効率性を管理する。

(6) 情報の保存・管理体制の整備について

株主総会、取締役会及び経営会議について、議事の経過及び要領等を記録する議事録を作成し、関連資料とともに保存する。

情報管理に関する組織体制や重要度に応じた管理区分など、情報の保存及び管理に関する基本的事項を、取締役会が定める。

(7) 内部監査体制の整備について

業務執行部門から独立し十分な牽制機能が働く内部監査部門を設置する。

当グループの内部監査基本方針及び内部監査計画を策定のうえ、内部監査部門が各業務執行部門及び必要に応じて子会社等に対して監査を実施し、改善すべき点の指摘・提言等を行う。

内部監査の結果等及び内部監査計画の進捗状況・達成状況を適時適切に取締役会及び監査委員会に報告する。

(8) 監査委員会監査に関する体制の整備について

監査委員会の職務を補助すべき社員等

ア. 監査委員会の職務を補助するため監査委員会室を設置し、室長1名を含む相当数の取締役、執行役員又は社員を配置する。

イ. 監査委員会室員は、監査委員会の指揮命令のもとで、監査委員会の職務を補助する業務を行う。

ウ. 監査委員会室員の人事及び処遇に関する事項については監査委員会と事前に協議する。

エ. 執行役は、監査委員会室員が監査委員会の職務を補助する業務を行ううえで、不当な制約を受けることがないように配慮する。

監査委員会への報告体制

ア. 取締役(監査委員である取締役を除く)、執行役、執行役員及び社員は、当社若しくは子会社等に著しい損害を与えるおそれのある事実、信用を著しく失墜させる事実、内部統制の体制や手続等に関する重大な欠陥や問題についての事実、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を知った場合、直ちに監査委員会へ報告しなければならない。

イ. コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・ホットライン制度による通報内容について、その都度、監査委員会に対して報告しなければならない。

ウ. 内部監査部は、同部による当社及び子会社等に対する内部監査の実施状況及び結果について、定期的に又は監査委員会の求めに応じ、監査委員会に対して報告しなければならない。

エ. 取締役(監査委員である取締役を除く)、執行役、執行役員及び社員は、業務執行の状況その他の事項について監査委員会から報告を求められた場合は、速やかに監査委員会に対して報告しなければならない。

オ. 上記ア.イ.及びエ.に掲げる事項について、子会社等の取締役、監査役、執行役員及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、上記ア.に掲げる事実を知った場合は直ちに、子会社等の内部通報制度による上記イ.に掲げる通報内容についてはその都度、及び子会社等の上記エ.に掲げる事項について監査委員会から報告を求められた場合は速やかに、当社の監査委員会に報告する。

カ. 監査委員会は、必要に応じ、上記ア.からエ.に掲げる事項について、上記ア.からオ.に掲げる者に対して報告を求めることができる。

キ. 上記ア.からカ.に基づく報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

その他監査委員会監査の実効性確保のための体制

ア. 取締役、執行役、執行役員及び社員は、監査委員会の監査活動に誠実に協力する。

イ. 常勤の監査委員を選定する。

ウ. 監査委員及び監査専任役員は、取締役会のほか、監査委員会が必要と認める会議(子会社等における会議を含む)に出席することができる。

る。

エ. 代表執行役は、定期的に又は監査委員会の求めに応じ、監査委員会と意見交換を行う。

オ. 内部監査部門は、監査委員会に対して、内部監査計画の策定に係る事前協議を行い同意を得るほか、監査委員会が指示するときは、当該指示に従い調査等を行う。監査委員会による調査等の指示は、執行役その他の者の指示に優先する。

カ. 代表執行役又は人事部門を担当する執行役は、監査委員会に対して、監査専担役員や内部監査部門を担当する執行役のほか、内部監査部門の一定以上の職位の任免に係る事前協議を行い同意を得る。

キ. 内部監査部門以外の財務、リスク管理、コンプライアンスなど内部統制に係わる部署においても、監査委員会との円滑な連携に努める。

ク. 当社の監査委員会による当グループ全体の監査の実効性を確保するため、当社または三井住友信託銀行の内部監査部門員を子会社等の非常勤の監査役(指名委員会等設置会社における監査委員、監査等委員会設置会社における監査等委員を含む。以下同じ。)に選定するにあたっては、監査委員会又は各監査委員に対して監査役候補者(合併会社等で他社グループからの候補者を除く)の案を提示する。監査委員会又は各監査委員は、必要に応じ、当該案に対して意見を述べるができる。

ケ. 監査委員会が必要と認めて外部からの通報制度を設けることとした場合には、取締役、執行役、執行役員及び社員は、当該制度の運営に協力する。

コ. 当社は、監査の実効性を確保するため、監査委員会及び監査委員の職務の執行に必要な費用を支出する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

内部統制基本方針において、「反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。」旨、定めており、また、当グループの役員及び社員が遵守すべき「行動規範(パリュール)」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢を貫いていく」旨、定めております。

(2) 整備状況

反社会的勢力への対応に係る統括部署、外部専門機関との連携部署等を設置するとともに、不当要求防止責任者を設置しております。

また、コンプライアンス・マニュアル等を整備し反社会的勢力への対応について役員及び社員への周知・研修等を実施するとともに、反社会的勢力に関する情報については統括部署が一元管理し反社会的勢力との取引排除に活用する等、反社会的勢力との取引排除に向けた各種体制を整備しております。

当グループ各社においても、反社会的勢力への対応について、当社と連携して各種体制を整備しております。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示にかかる社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 基本的な考え方

当グループは、企業情報の適正かつ公正な開示により、経営の透明性を確保していくことを全役職員の順守基準に掲げ、会社法、銀行法、金融商品取引法等の関連法令及び諸規則などに則った開示を行うための内部統制体制及び社内規程を整備しております。

この基本的な考え方に基づき、情報開示のあり方を社内外に周知し適切な運営を図っていくために「ディスクロージャーポリシー」を制定し、会社情報の適切な開示により、企業経営の透明性確保に努めております。

(ご参考) ディスクロージャーポリシー

<https://www.smtg.jp/disclosurepolicy/index.html>

2. 社内体制

(1) コーポレートコミュニケーション委員会

当社は、経営関連情報を適時、正確かつ公平に開示するため、コーポレートコミュニケーション委員会を設置しており、業務部ブランド統括室担当役員が委員長を、総務部、業務部、財務企画部、IR・SR部、経営企画部、リスク統括部の統括役員が委員を務めております。当グループにおける情報開示の適切性を確保するため、主に、経営関連情報及びそれに該当する可能性のある情報に関する開示の要否及び開示内容の妥当性、情報開示に係る体制整備及び運用の適切性・改善策等について必要に応じて協議を実施しております。

(2) 適時開示に関する社内規則

「情報開示規程」「情報開示規則」等の社内規則を整備しております。

(3) 担当部署

情報開示の統括部署を総務部とし、業務部、財務企画部、IR・SR部等と連携のうえ、適時開示を実施しております。

【取締役の個々の選任理由】（社外取締役を除く）

別紙 1

取締役の氏名	役職	選任理由
高倉 透	取締役会長	<p>当社の経営管理部門の統括役員を経て、2021年4月に執行役社長に、2021年6月に取締役執行役社長に就任しております（2024年4月から取締役執行役社長（CEO））。併せて、三井住友信託銀行株式会社においても経営管理部門の統括役員の経験に加え、受託事業統括役員を担う等、信託グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識及び経験を有しております。これまで培った会社経営、事業経営の経験を基に、今後も、グループの経営全般を統括する立場で、グループの持続的な成長及び企業価値の向上に向けた牽引力の発揮を期待できることから選任しました。</p>
松本 千賀子	取締役執行役常務（CSu0）※1	<p>米州開発銀行、世界銀行及び EY 新日本有限責任監査法人での国際開発金融とサステナビリティ分野の豊富な経験を有しております。2020年10月に三井住友信託銀行株式会社に入社以来、2022年4月から同社の執行役員 ESG ソリューション企画推進部長、2023年4月から当社の執行役員、2024年4月から執行役常務（CSu0）を務める等、信託グループの事業運営に関する豊富な知識及び経験を有しております。これまで培った経験を基に、グループの持続的な成長及び企業価値の向上に向けた牽引力の発揮を期待できることから選任しました。</p>
大久保 哲夫	取締役	<p>当社の経営管理部門の統括役員として会社経営の一角を担う経験を経て、2017年6月から2021年3月まで取締役執行役社長として銀行、資産運用・資産管理、不動産業務関連等の幅広い業務領域を有する当グループの発展に向けて経営を牽引した実績を持ち、2021年4月から取締役会長に就任しております。当グループにおける会社経営全般の豊富な経験及び事業全般への専門的な知識を有しており、これまで培った会社経営、事業経営の知見及び見識を基に、今後も、意思決定への助言や業務執行の監督など幅広く、グループの持続的な成長及び企業価値の向上への更なる貢献を期待できることから選任しました。</p>

取締役の氏名	役職	選任理由
佐藤 正克	取締役	これまで当社及び三井住友信託銀行株式会社の経営企画部門等での経験を有しているほか、2019年6月から同社の執行役員証券代行部長、2022年4月から当社の執行役常務（2024年4月から執行役常務（CF0））、2025年4月から執行役専務（CF0）を務める等、信託グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識及び経験を有しております。これまで培った経験を基に、グループの持続的な成長及び企業価値の向上に向けた牽引力の発揮を期待できることから選任しました。
加藤 功一	取締役	これまで三井住友信託銀行の不動産事業、経営管理部門等での経験を有しているほか、法人事業の部長、常務執行役員、2024年6月から当社の取締役を務める等、信託グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識及び経験を有しております。これまで培った経験を基に、公正かつ客観的な立場から業務執行状況全般を監査する知識及び経験を備えており、経営の健全性及び透明性の向上への貢献を期待できることから選任しました。

※1 CSuO : Chief Sustainability Officer

【執行役の個々の選任理由】

執行役の氏名	役職	選任理由
大山 一也	執行役社長 （代表執行役） （CEO）※2	経営管理部門における業務経験を有しており、三井住友信託銀行の営業店部長、当社人事部長、経営企画部長等を歴任してまいりました。また、当社執行役常務を約2年、三井住友信託銀行の常務執行役員を約2年、取締役常務執行役員を約2年務めて、2021年4月から三井住友信託銀行の取締役社長を務めてきました。そのような実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待できることから選任しました。

執行役の氏名	役職	選任理由
藤沢 卓己	執行役専務 (CHRO) ※3	三井住友信託銀行の法人事業部門における業務経験を有しており、三井住友信託銀行の営業店部長、法人企画部長、法人アセットマネジメント企画推進部長等を歴任し、当社執行役常務を約3年務めてまいりました。そのような実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待できることから選任しました。
佐藤 理郎	執行役専務	三井住友信託銀行の法人事業部門における業務経験を有しており、三井住友信託銀行のロンドン支店長、当社欧州地区支配人等を歴任し、当社執行役常務を約3年務めてまいりました。そのような実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待できることから選任しました。
松本 千賀子	執行役常務 (CSu0) ※1	国際機関や監査法人におけるアドバイザリー業務などの勤務経験や三井住友信託銀行の法人事業部門における業務経験を有しており、ESG ソリューション企画推進部長等を歴任し、当社の執行役常務を約2年務めてまいりました。そのような実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待できることから選任しました。
松本 篤	執行役常務	経営管理部門における業務経験を有しており、当社取締役会室長等を歴任し、当社執行役常務を約4年務めてまいりました。そのような実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待できることから選任しました。

執行役の氏名	役職	選任理由
高田 由紀	執行役常務 (CCO) ※4	三井住友信託銀行の経営管理部門における業務経験を有しており、三井住友信託銀行のインベストメントマネジメント部長等投資家事業の部長職等を歴任し、当社執行役を約1年、執行役常務を約3年務めてまいりました。そのような実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待できることから選任しました。
渡部 公紀	執行役常務 (CFO) ※5	経営管理部門における業務経験を有しており、三井住友信託銀行のロンドンマーケットビジネスユニット長やマーケット戦略投資ビジネスユニット長、当社財務企画部長等を歴任し、当社執行役員を約2年、当社執行役常務を約1年務めてまいりました。そのような実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待できることから選任しました。
石部 直樹	執行役常務	三井住友信託銀行の法人事業部門における業務経験を有しており、三井住友信託銀行の金融法人部長、法人企画部長等を歴任し、当社執行役常務を約1年務めてまいりました。そのような実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待できることから選任しました。
吉田 貴弘	執行役常務 (CRO) ※6	経営管理部門における業務経験を有しており、当社FD・CS企画推進部長、IT統括部長等を歴任し、当社執行役員を約3年、執行役常務を約1年務めてまいりました。そのような実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待できることから選任しました。

執行役の氏名	役職	選任理由
中野 久里	執行役常務	<p>経営管理部門における業務経験を有しており、米国三井住友信託銀行の社長等を歴任し、当社執行役を約1年、執行役常務を約1年務めてまいりました。そのような実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待できることから選任しました。</p>
上田 純也	執行役常務 (CISO) ※7	<p>三井住友信託銀行の経営管理部門における業務経験を有しており、三井住友信託銀行のIT統括部 IT 業務推進部長や住信 SBI ネット銀行の執行役員等を歴任してまいりました。そのような実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待できることから選任しました。</p>
井茂 尊博	執行役常務	<p>経営管理部門における業務経験を有しており IT 統括部長や三井住友トラストシステム & サービスの社長等を歴任してまいりました。そのような実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待できることから選任しました。</p>
山崎 和恵	執行役常務	<p>三井住友信託銀行の経営管理部門における業務経験を有しており、三井住友信託銀行の投資家事業部門の受託資産運用部長や三井住友トラスト・ビジネスサービスの社長等を歴任してまいりました。そのような実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待できることから選任しました。</p>

執行役の氏名	役職	選任理由
米山 学朋	執行役	<p>経営管理部門における業務経験を有しており、当社業務管理部長、経営企画部長等を歴任し、当社執行役常務を約3年、執行役専務を約1年務めてまいりました。また2026年4月から三井住友信託銀行の取締役社長に就任しております。そのような実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待できることから選任しました。</p>

※2 CEO : Chief Executive Officer

※3 CHRO : Chief Human Resource Officer

※4 CCO : Chief Compliance Officer

※5 CFO : Chief Financial Officer

※6 CRO : Chief Risk Officer

※7 CISO : Chief Information Security Officer

＜ 1 ＞ 個別の取締役報酬の開示状況

2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）につきましては、以下のとおりとなっております。

1. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

2024年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

役員区分	支給人数	報酬等					
		総額報酬	月例報酬		業績連動報酬		その他
			固定報酬	個人役割 業績報酬	役員賞与	株式報酬	
取締役 （社外取締役を除く）	4名	217	143	26	24	22	—
執行役	14名	617	215	112	137	147	3
社外取締役	9名	159	159	—	—	—	—
計	27名	993	518	138	161	170	3

（注）1. 記載金額は、単位未満を切り捨てた年額を表示しております。

2. 取締役を兼務する執行役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しております。

ご参考までに、取締役及び執行役のうち、三井住友信託銀行ほかのグループ会社の取締役あるいは執行役員の兼務報酬を反映した連結報酬等の総額は以下のとおりとなっております。

（単位：百万円）

役員区分	支給人数	報酬等					
		総額報酬	月例報酬		業績連動報酬		その他
			固定報酬	個人役割 業績報酬	役員賞与	株式報酬	
取締役 （社外取締役を除く）	4名	343	196	52	48	45	—
執行役	14名	1,068	372	195	239	253	6
社外取締役	9名	159	159	—	—	—	—
計	27名	1,570	728	248	288	299	6

（注）取締役を兼務する執行役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しております。

2. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

（単位：百万円）

氏名 （役員区分）	連結報酬等の 総額 （百万円）	会社区分	報酬等				
			月例報酬		業績連動報酬		その他
			固定報酬	個人役割 業績報酬	役員賞与	株式報酬	
高倉透 （執行役）	183	当社	47	24	48	61	1
		三井住友信託銀行	—	—	—	—	—
佐藤正克 （執行役）	55	当社	12	7	6	6	—
		三井住友信託銀行	8	4	4	4	—
大久保哲夫 （取締役）	126	当社	52	26	24	22	—
		三井住友信託銀行	—	—	—	—	—
大山一也 （執行役）	168	当社	—	—	—	—	—
		三井住友信託銀行	47	24	44	50	2

（注）連結報酬等の総額が1億円以上であるもの、及び代表執行役について記載しております。

3. 提出会社の業績連動報酬に係る指標 (KPI) の目標、実績、支給率

業績連動報酬の種類	業績連動報酬に係る指標(KPI)	短期/中期	目標	実績	支給率
■役員賞与					
業績連動賞与 (短期インセンティブ報酬)	①連結実質業務純益	短期業績 指標	3,400億円	3,620億円	110%
	②親会社株主に帰属する当期純利益		2,400億円	2,576億円	
■株式報酬					
RS信託 (中長期インセンティブ報酬)	①連結実質業務純益	業績指標	3,400億円	3,620億円	104%
	②親会社株主に帰属する当期純利益		2,400億円	2,576億円	
	③相対TSR(株主総利回り)	株価指標	—	102.4%	
	④連結自己資本ROE	財務指標	8%程度	8.3%	
	⑤連結CET1比率 (普通株式等Tier1比率)		10%程度	10.6%	
	⑥連結OHR(経費率)		62.6%	61.2%	
	⑦ESG総合評価	ESG指標	—	—	

(注) 1. ①及び②並びに④ないし⑥は2024年度予想(2024年5月に公表)に対する2024年度実績

2. ③相対TSRの比較指標は、配当込みTOPIX業種別(銀行業)の変化率と配当込みJPX日経インデックス400の変化率とし、それぞれを用いて算出した相対TSRの平均値を使用

<2>報酬の額またはその算定方法の決定方針の開示内容

当グループでは、「託された未来をひらく」を自らの存在意義(パーパス)と定義し、「社会的価値創出と経済的価値創出の両立」の実現を通じて、社会の持続可能な発展に貢献するとともに、当グループの持続的・安定的な成長を実現することを経営の根幹としています。当社は、役員一人ひとりがその実現に邁進し、またパーパスを体現する行動をするうえで、役員報酬が果たす役割を認識し、その理念に基づく方針や体系の構築に向けて、不断の見直しを行うこととします。

なお、2025年度に以下のとおり役員報酬体系を見直しており、本項では原則として見直し後の役員報酬体系について記載しております。

<2025年度の役員報酬体系の見直しのポイント>

- ・株式報酬(RS信託)の評価指標の一つである「ESG総合評価」を「サステナビリティ活動評価」と名称変更の上、評価に使用する5つの重要項目に対するKPIを明確化し、定量評価を軸とする評価に変更しております。

1. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針等

(1) 役員の個人別の額またはその算定方法の決定に関する方針等

当社は、報酬委員会において、当社の取締役、執行役及び執行役員個人の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めております。その内容は以下のとおりです。

- ① 当社の取締役（社外取締役及び監査委員である社内取締役を除く）、執行役及び執行役員（以下、「役員」という）の報酬等については、当グループの着実かつ持続的な成長を実現していくために、会社業績向上、企業価値拡大に対するインセンティブとして有効に機能することを目指す。
- ② 短期的な収益貢献を重視した単年度業績評価に偏ること無く、経営者としての資質や能力を重視し、中長期的な業績貢献も反映した総合的な評価をベースにした処遇とするべく、短期インセンティブと中長期インセンティブのバランスを考慮した報酬体系を構築する。
- ③ 当社は持株会社として、グループ各社に対する監督機能を十分に発揮するために、役員が経営管理面で果たすべき役割やその成果を的確に把握し、透明性の高い、公正かつ客観的な評価に基づいて、個別の報酬を決定する。
- ④ 報酬委員会においては、指名委員会、監査委員会、並びに任意の委員会であるリスク委員会及び利益相反管理委員会との情報の連携を深め、よりアカウンタビリティの高い報酬制度・体系を構築し、公平でメリハリが効いた報酬額の決定を目指して審議を進める。

(2) 報酬体系の概要

当社における具体的な報酬体系は、以下のとおりとしております。

- ① 原則として、月例報酬、役員賞与、株式報酬（RS信託）の組み合わせで支給を行う。
- ② 月例報酬は、役位ごと固定額の「固定報酬」と、役員個人ごとの役割期待を反映する「個人役割報酬」の二本立てとする。
- ③ 役員賞与は、連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する当期純利益を短期業績連動指標として総額を決定、役員個人ごとの金額は、役員個人ごとの前年度業績を反映して決定し、同事業年度の定時株主総会終了後に支給する。
- ④ 株式報酬（RS信託）は、役位ごとに決定する基礎金額をベースに、「業績指標（連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する当期純利益の年度目標達成率及び前中期経営計画対象期間最終年度実績比）」、「株価指標（相対TSR）」、「財務指標（連結自己資本ROE、連結CET1比率及び連結OHRの定性評価）」及び「非財務指標（サステナビリティ活動評価）」に対する会社業績評価に基づいて譲渡制限付株式を交付し、役員退任時に譲渡制限を解除する。
- ⑤ 報酬全体に占める役員賞与及び株式報酬（RS信託）の割合に関しては、インセンティブとして十分機能する比率になるよう設計する。

(3) 報酬の構成割合

報酬の種類	固定/ 業績連動	報酬構成割合 (標準)	
		社長	社長以外
■月例報酬			
固定報酬	役位ごと固定額の報酬	固定	25%程度 40%程度
個人役割報酬	役員個人ごとの当事業年度の役割期待を反映する報酬	固定	15%程度 20%程度
■役員賞与			
業績連動賞与 (短期インセンティブ報酬)	連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する当期純利益を短期業績連動指標として総額を決定、個人ごとの業績評価に応じて配分する賞与	業績連動	25%程度 20%程度
■株式報酬			
RS信託 (中長期インセンティブ報酬)	・役員報酬と会社業績・株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした株式報酬 ・業績指標(連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する当期純利益)、株価指標(相対TSR)、財務指標(連結自己資本ROE、連結CET1比率及び連結OHR)及び非財務指標(サステナビリティ活動評価)により毎年度譲渡制限付株式を交付、退任時に譲渡制限を解除、マルス(譲渡制限解除前の減額・没収)・クローバック(譲渡制限解除後の返還)条項あり	業績連動	35%程度 20%程度

(注) 業績連動報酬の指標の詳細に関しては、「(4) 業績連動報酬に係る指標 (KPI)、その選定理由、支給額の決定方法等」をご参照ください。

(4) 業績連動報酬に係る指標 (KPI)、その選定理由、支給額の決定方法等

業績連動報酬の種類	業績連動報酬に係る指標 (KPI)	指標種別	KPI選定理由	評価ウェイト	算定方法	最終決定方法	支給方法
■役員賞与							
業績連動賞与 (短期インセンティブ報酬)	①連結実質業務純益	短期業績指標	当事業年度の当社の経営成績や実力を示す指標として適切と判断したこと	66.7%	①②それぞれの達成率につき2:1のウェイトで加重平均して算定	目標達成率をベースに、特殊要因等を総合的に考慮したうえで報酬委員会において決定。なお、特殊要因等の評価への反映は、±10%の範囲を原則とする	同事業年度の定時株主総会終了後に現金報酬として支給
	②親会社株主に帰属する当期純利益			33.3%			
■株式報酬							
RS信託 (中長期インセンティブ報酬)	①連結実質業務純益	業績指標	当事業年度及び当中期経営計画対象期間の当社の経営成績や実力を示す指標として適切と判断したこと	20%	当事業年度目標達成率と、前中期経営計画対象期間最終年度実績比を1:1で平均して算定	特殊要因や経営環境等を総合的に考慮したうえで報酬委員会において決定 業績連動係数は上限130%、下限0%の幅で決定し、適切なインセンティブとなる仕組みとする	●株式報酬を支給するために、会社は対象役員を受益者とする株式交付信託を設定し、株式取得資金分の金銭を信託 ↓ ●受託者は今後交付を見込まれる相当数の株式を一括して市場から取得 ↓ ●会社は対象役員に対して、報酬委員会において決定した業績連動係数及び役員に基づいて譲渡制限付株式を交付、退任時に譲渡制限を解除
	②親会社株主に帰属する当期純利益			10%			
	③相対TSR (株主総利回り)	株価指標	企業価値の持続的成長と株主価値向上との連動性をより明確化するために、当中期経営計画対象期間の相対TSRをKPIとすることが適切と判断したこと	10%	当中期経営計画対象期間の当社TSRの相対的な評価により算定。ただし、当社TSRが100%未満の場合は、最大100%とする		
	④連結自己資本ROE			10%			
	⑤連結CET1比率(普通株式等Tier1比率)	財務指標	当社の中期経営計画上の重要な財務指標をKPIとすることが適切と判断したこと	10%	当中期経営計画における各々の指標の達成状況や進捗状況を定性評価し、評価点を算定		
	⑥連結OHR(経費率)			10%			
	⑦サステナビリティ活動評価	非財務指標	マテリアリティを踏まえて、「気候変動」、「フィデューシャリー・デューティ(FD)・顧客満足度(CS)」、「社員エンゲージメント」、「多様性(女性活躍推進等)」、「外部評価機関評価」の5項目を重要項目とし、各項目において設定したKPIの定量評価を軸として、項目ごとの活動状況を定量・定性の両面から総合評価することがサステナビリティ活動を総合的に評価する観点で適切と判断したこと	30%	評価対象項目ごとの活動状況を定量・定性の両面から評価し、総合評価に基づき評価点を算定		

(注) 1. ③相対TSRの比較指標は、配当込みTOPIX業種別(銀行業)の変化率と配当込みJPX日経インデックス400の変化率とし、それぞれを用いて算出した相対TSRの平均値を使用
2. ⑦サステナビリティ活動評価の5つの重要項目及びKPIは以下のとおり

5つの重要項目	KPI
①気候変動	サステナブルファイナンス取組額 ※1
②フィデューシャリー・デューティ(FD)・顧客満足度(CS)	社員意識調査「リスク文化4指標」 ※1 お客さま満足度調査 ※1
③社員エンゲージメント	社員意識調査「活力度」 ※1
④多様性(女性活躍推進等)	女性管理職比率 ※2
	有給休暇取得日数 ※1
⑤外部評価機関評価	外部評価機関による評価 ※3

※1: 三井住友信託銀行の社内目標達成率等により評価

※2: グループの社内目標達成率等により評価

※3: 外部評価機関はMSCI、FTSE、Sustainalyticsの3社とし、競合他社との相対順位等により評価

(ご参考 2024年度の役員報酬体系)

「< 1 >個別の取締役報酬の開示状況」に記載の報酬額については、以下の報酬体系に基づいて算出しております。

●報酬の構成割合

報酬の種類		固定/ 業績連動	報酬構成割合 (標準)	
			社長	社長以外
■月例報酬				
固定報酬	役位ごと固定額の報酬	固定	25%程度	40%程度
個人役割報酬	役員個人ごとの当事業年度の役割期待を反映する報酬	固定	15%程度	20%程度
■役員賞与				
業績連動賞与 (短期インセンティブ報酬)	連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する当期純利益を短期業績連動指標として総額を決定、個人ごとの業績評価に応じて配分する賞与	業績連動	25%程度	20%程度
■株式報酬				
RS信託 (中長期インセンティブ報酬)	・役員報酬と会社業績・株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした株式報酬 ・業績指標(連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する当期純利益)、株価指標(相対TSR)、財務指標(連結自己資本ROE、連結CET1比率及び連結OHR)及びESG活動の総合評価により毎年度譲渡制限付株式を交付、退任時に譲渡制限を解除、マルス(譲渡制限解除前の減額・没収)・クローバック(譲渡制限解除後の返還)条項あり	業績連動	35%程度	20%程度

●業績連動報酬に係る指標 (KPI)、その選定理由、支給額の決定方法等

業績連動報酬の種類	業績連動報酬に係る指標 (KPI)	指標種別	KPI選定理由	評価ウェイト	算定方法	最終決定方法	支給方法
■役員賞与							
業績連動賞与 (短期インセンティブ報酬)	①連結実質業務純益	短期業績指標	当事業年度の当社の経営成績や実力を示す指標として適切と判断したこと	66.7%	①②それぞれの達成率につき2:1のウェイトで加重平均して算定	目標達成率をベースに、特殊要因等を総合的に考慮したうえで報酬委員会において決定。なお、特殊要因等の評価への反映は、±10%の範囲を原則とする	同事業年度の定時株主総会終了後に現金報酬として支給
	②親会社株主に帰属する当期純利益			33.3%			
■株式報酬							
RS信託 (中長期インセンティブ報酬)	①連結実質業務純益	業績指標	当事業年度及び当中期経営計画対象期間の当社の経営成績や実力を示す指標として適切と判断したこと	20%	当事業年度目標達成率と、前中期経営計画対象期間最終年度実績比を1:1で平均して算定	特殊要因や経営環境等を総合的に考慮したうえで報酬委員会において決定 業績連動係数は上限130%、下限0%の幅で決定し、適切なインセンティブとなる仕組みとする	●株式報酬を支給するために、会社は対象役員を受益者とする株式交付信託を設定し、株式取得資金分の金銭を信託 ↓ ●受託者は今後交付を見込まれる相当数の株式を一括して市場から取得 ↓ ●会社は対象役員に対して、報酬委員会において決定した業績連動係数及び役位に基づいて譲渡制限付株式を交付、退任時に譲渡制限を解除
	②親会社株主に帰属する当期純利益			10%			
	③相対TSR (株主総利回り)	株価指標	企業価値の持続的成長と株主価値向上との連動性をより明確化するために、当中期経営計画対象期間の相対TSRをKPIとすることが適切と判断したこと	10%	当中期経営計画対象期間の当社TSRの相対的な評価により算定。ただし、当社TSRが100%未満の場合は、最大100%とする		
	④連結自己資本ROE	財務指標	当社の中期経営計画上の重要な財務指標をKPIとすることが適切と判断したこと	10%	中期経営計画における各々の指標の達成状況や進捗状況を定性評価し、評価点を算定		
	⑤連結CET1比率(普通株式等Tier1比率)			10%			
	⑥連結OHR(経費率)			10%			
	⑦ESG総合評価	ESG指標	マテリアリティを踏まえて、「気候変動」、「フィューチャリー・デューティ(FD)、顧客満足度(CS)」、「社員エンゲージメント」、「DE&I(女性活躍推進等)」、「ESG評価機関評価」の5項目を重要項目とし、これらを定量・定性の両面から総合評価することがESGを総合的に評価する観点で適切と判断したこと	30%	評価対象項目ごとの活動状況を定量・定性の両面から評価し、総合評価に基づき評価点を算定		

(注)1. ③相対TSRの比較指標は、配当込みTOPIX業種別(銀行業)の変化率と配当込みJPX日経インデックス400の変化率とし、それぞれを用いて算出した相対TSRの平均値を使用
2. ⑦はサステナビリティ委員会でのESG活動年度振り返り報告等を踏まえ、報酬委員会にて各項目の評価及び最終的なESG総合評価を決定
3. ⑦における「ESG評価機関評価」は、MSCI、FTSE、Sustainalyticsの3社の評価を利用

(5) 個人別報酬の内容の決定方法

当社の取締役及び執行役の個人別報酬は報酬委員会において決定しております。役位ごとの報酬水準の客観性や妥当性を検証する際の参考データとして、外部の専門機関等から提供された経営者報酬の還元資料等を活用しております。特に、個人別の業績連動報酬については、報酬委員会において、連結実質業務純益等をもとに支給基準額を決定し、特殊要因や経営環境等を総合的に考慮したうえで内容を決定いたします。

(6) その他の重要事項

粉飾・不正を伴う過年度の財務情報の大幅な修正、過大なリスクテイク等に伴う巨額の損失計上、重大な法令・社内規程違反や、会社の評価や企業価値を著しく毀損する行為があった場合等に、所定の社内手続きを経て、株式報酬であるRS信託についてマルス（譲渡制限解除前の減額・没収）及びクローバック（譲渡制限解除後の返還）条項を適用する仕組みを導入しております。

(7) 監査委員を務める社内取締役の報酬等

監査委員を務める社内取締役の報酬に関しては、固定報酬である月例報酬のみとし、当社の業況、取締役の報酬水準、同業を含む他社の報酬水準、監査委員を務める社内取締役として相応しい水準等を考慮して、報酬委員会において決定しております。

(8) 社外取締役の報酬等

社外取締役の報酬に関しては、固定報酬である月例報酬のみとし、法定委員会の委員長あるいは委員を務める場合に、一定金額を加算する仕組みとしております。また、社外取締役である取締役会議長につきましては、社内取締役及び社外取締役の報酬水準を考慮し、固定的な報酬テーブルを設定しております。なお、報酬の水準は、当社の業況、社内取締役の報酬水準、同業を含む他社の報酬水準等を考慮して、報酬委員会において決定しております。

(9) 2024年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

当社においては、「(5) 個人別報酬の内容の決定方法」記載の決定方法に基づいて、2024年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定していることから、報酬委員会は、その内容が決定方針に沿うものと判断しております。

なお、三井住友信託銀行または三井住友トラスト・アセットマネジメントを兼任する役員に関しては、一定兼任比率により報酬額を分割して支給しております。

2. 役員の報酬等の決定プロセス

(1) 報酬委員会の権限の内容

当社の役員報酬の決定プロセスにつきましては、報酬委員会規程に委員会構成、招集手続き、権限、運営等に関する詳細を定めており、法定の決議事項である役員報酬やそれ以外の役員報酬につき、報酬委員会の関与の下、以下のとおり運営しております。

① 報酬委員会における決定事項

- ・ 当社の取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針
- ・ 当社の取締役及び執行役の個人別の報酬等の額

なお、各委員は、自己の報酬等の額にかかる決議には参加しない運営としております。

② 報酬委員会における審議事項

- ・三井住友信託銀行及び三井住友トラスト・アセットマネジメントの取締役及び執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

③ 報酬委員会が報告を受ける事項

- ・当社の執行役員の個人別の報酬等の額
- ・三井住友信託銀行及び三井住友トラスト・アセットマネジメントの取締役及び執行役員の個人別の報酬等の額

(2) 報酬委員会における手続き等の概要

報酬委員である社外取締役に対しては、報酬体系の考え方、報酬テーブル及びその運営の仕組み、個別役員の業績評価の仕組み及びその結果、業績指標の役員賞与への反映手法等を説明するとともに、他社の役員報酬制度やコーポレートガバナンス動向等の説明や情報提供を行うことを通して、当社の役員報酬制度をより良いものにするための工夫・改善を積み重ねております。また、役位ごとの報酬水準の客観性や妥当性を検証する際の参考データとして、外部の専門機関等から提供された経営者報酬の還元資料等を活用しているほか、三井住友信託銀行がデロイトトーマツと共同実施する役員報酬サーベイのデータを参考にしております。

(3) 報酬委員会の活動内容

① 2024年度における開催回数 12回

なお、委員会活動は、毎年6月の定時株主総会終了後に第1回の委員会を開催し、以降、翌年の6月までを1サイクル（運営年度）としております。

② 2024年度における個々の報酬委員の報酬委員会への出席状況

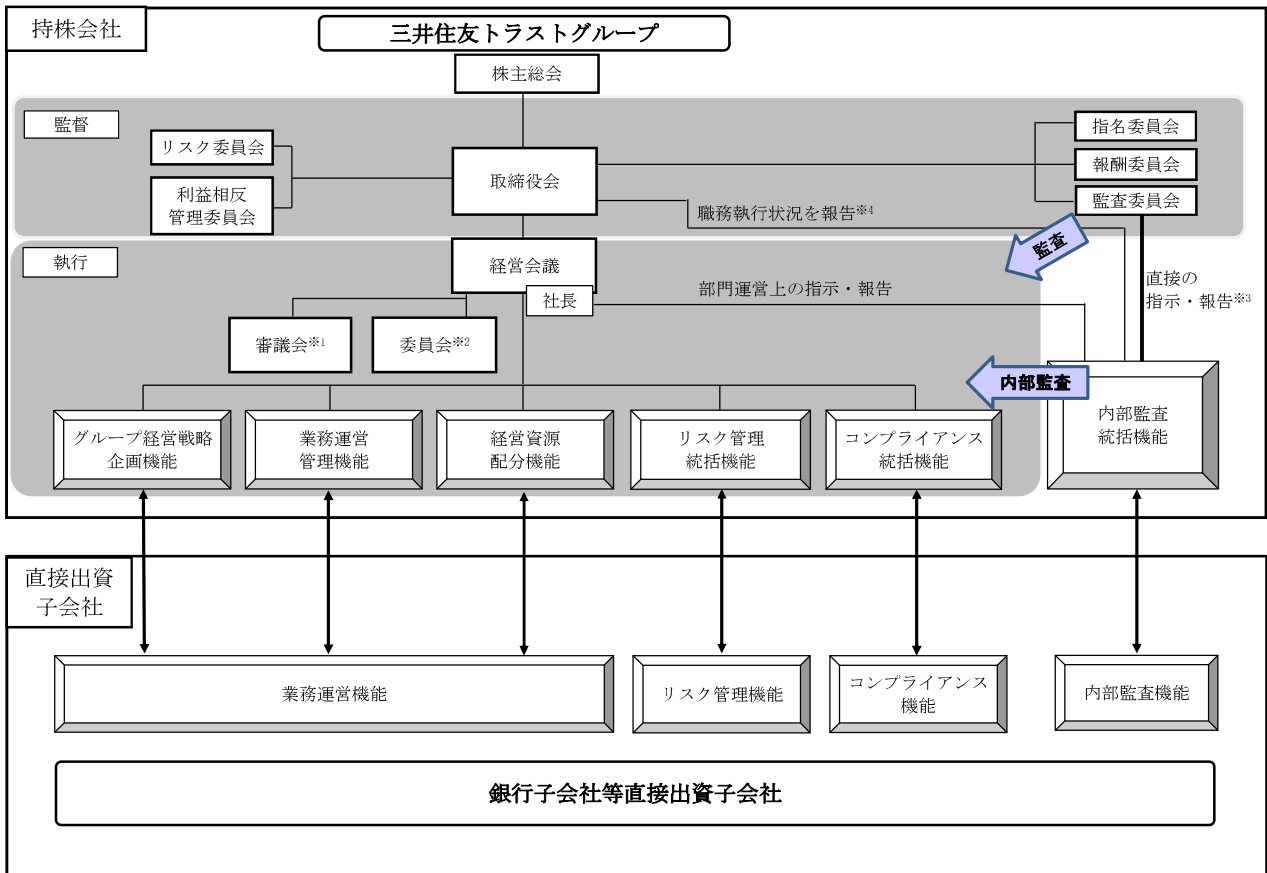
「Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」「(2) 各委員会の概要」「イ. 報酬委員会」「(エ) 活動状況」に記載のとおりです。

③ 2024年度における報酬委員会での主な決定事項、審議事項及び報告事項

開催年月	主な決定事項、審議事項及び報告事項
2024年4月	・2024年度取締役及び執行役に対する報酬決定方針の決定 ・役員の業績連動報酬について
2024年5月	・株式交付規則の改定 ・役員の業績連動報酬について
2024年6月	・取締役及び執行役に対する2023年度業績連動報酬額及び2024年度個人別報酬額の決定 ・三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の役員報酬決定方針及び個人別報酬額について
2024年8月	・リスク文化と役員報酬制度について
2024年9月	・ESG総合評価について
2024年10月	・ESG総合評価について
2024年11月	・ESG総合評価について
2025年3月	・2025年4月1日付異動に伴う取締役及び執行役に対する個人別報酬額の決定

以上

グループの経営管理体制



※1 財務審議会、IT審議会

※2 リスク管理委員会、FD・コンプライアンス委員会、サステナビリティ委員会、コーポレートコミュニケーション委員会、資産運用ビジネス委員会、人的資本委員会

※3 内部統制システムを活用した監査委員会監査に関連する直接の指示・報告

※4 内部監査部統括役員（執行役）の職務執行状況を報告

〈適時開示体制〉

